

インドネシア共和国
経済特別地域 (SEZ) 開発マスタープラン
詳細計画策定調査報告書

平成23年1月
(2011年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発部

産業
JR
11-017

インドネシア共和国
経済特別地域 (SEZ) 開発マスタープラン
詳細計画策定調査報告書

平成23年1月
(2011年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発部

序 文

インドネシア共和国（以下、「イ」国と記す）では、民間企業による一層の投資拡大を通じた産業競争力の強化及び投資主導の経済成長への構造転換が中長期的な課題となっています。「イ」国は、投資先としてインド、ベトナム、中国等の周辺諸国との競争にさらされるなか、インフラ整備、新投資法の制定・公布、経済特別地域（Special Economic Zone : SEZ）に関する法令の制定、許認可行政の効率化等の取り組みを通じて投資環境整備を図り、より多くの外国企業の誘致を図ろうとしています。

SEZ の設立に関する法律（SEZ 法）は 2009 年に制定され、現在、地方政府や事業体による開発申請が集まっており、今後 SEZ 法に基づき設置される SEZ 国家審議会が申請内容の審査・認定を行う予定です。投資調整庁（BKPM）は、経済関係調整大臣府（CMEA）など他の関連省庁等と連携しながら、SEZ 開発を進めていくためのマスタープラン及び SEZ 開発の手順や内容を示した開発ガイドラインを策定する必要があります。

こうした背景から、日本国政府は、「イ」国政府からの要請に基づき、BKPM を実施機関とする技術協力を行うことを決定し、SEZ 開発マスタープランと SEZ 開発ガイドラインの策定を支援するための調査を独立行政法人国際協力機構が実施することとなりました。

当機構は 2010 年 7 月に事前の調査として、本件の背景や現状（先方機関の体制、法制度の整備状況等）の確認、本格調査実施内容の計画策定に必要な情報・資料の収集・分析、本格調査内容についての先方政府との協議、及びその結果をミニッツ（M/M）において署名・合意することを目的とした調査団を派遣しました。

本報告書は、同調査団の調査結果を取りまとめたもので、本格調査の円滑な実施に寄与するとともに、両国の友好、親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

調査団派遣にご協力いただいた日本・「イ」国両国の関係各位に対し、深甚の謝意を表すとともに、今後の調査の実施にあたり、引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成 23 年 1 月

独立行政法人国際協力機構
産業開発部長 桑島 京子

目 次

序 文
目 次
地 図
略語表

第1章 詳細計画調査団の派遣	1
1-1 調査団派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	2
1-3 調査日程	2
1-4 主要面談者	3
第2章 調査結果要約	4
2-1 開発計画策定型技術協力スキーム及び調査開始までの全体工程について	4
2-2 C/P 機関としての妥当性の確認	4
2-3 「イ」国 SEZ 開発に係る現状把握	4
2-3-1 「イ」国の経済と外国直接投資の概況	4
2-3-2 「イ」国の投資促進政策・制度	7
2-3-3 SEZ 開発の法制度	11
2-3-4 SEZ 開発の関係省庁の役割と活動状況	14
2-3-5 「イ」国の SEZ 開発の課題	16
第3章 実施細則 (S/W) 案	18
3-1 実施細則 (S/W) の前提	18
3-2 実施細則 (S/W) の内容	18
第4章 PCM ワークショップ報告	21
4-1 概 要	21
4-2 参加者	21
4-3 内 容	21
4-4 成 果	23
第5章 技術協力の協力内容と必要性	24
5-1 実施計画	24
5-1-1 基本計画	24
5-1-2 専門家の TOR	24
5-2 調査日程、投入計画等	25
5-2-1 調査日程案	25
5-2-2 投入計画	25

5-3 技術協力を行う妥当性	26
5-3-1 妥当性	26
5-3-2 有効性	26
5-3-3 効率性	27
5-3-4 インパクト	28
5-3-5 自立発展性	29
第6章 団長所感	30
付属資料	
1. C/P 機関組織図	35
2. 投入計画	36
3. M/M	37
4. 職務記述書	48
5. 事業事前評価表	49
6. 参考資料リスト	53
7. S/W	54
8. PCM 問題系図・目的系図	60

地 图



略 語 表

ASEAN	Association of Southeast Asian Nations	東南アジア諸国連合
C/P	Counterpart	カウンターパート
BAPPENAS	National Development Planning Agency	国家開発企画庁
BKPM	Investment Coordinating Board	投資調整庁
CMEA	Coordinating Ministry of Economic Affairs	経済関係調整大臣府
DF/R	Draft Final Report	最終報告書案（ドラフトファイナルレポート）
ERIA	Economic Research Institute for ASEAN and East Asia	東アジア・ASEAN 経済研究センター
FDI	Foreign Direct Investment	外国直接投資
FTZ	Free Trade Zone	自由貿易地域
F/R	Final Report	最終報告書（ファイナルレポート）
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
IC/R	Inception Report	着手報告書（インセプションレポート）
IFC	International Finance Corporation	国際金融公社
IT/R	Interim Report	中間報告書（インテリムレポート）
JABODETABEK	Jakarta-Bogor-Depok-Tangerang-Bekasi	ジャカルタ首都圏
JCC	Joint Coordinating Committee	合同調整委員会
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JJC	Jakarta Japan Club	ジャカルタ日本クラブ
KA	Kawasan Andalan	先進経済区域
KAPET	Integrated Economic Development Zone	経済統合開発地域
KEK	Kawasan Ekonomi Khusus	経済特別地域（SEZ）
KIIC	Karawang International Industrial City	カラワン工業団地
KTI	Kawasan Timur Indonesia	インドネシア東部地域
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録（ミニッツ）
MOF	Ministry of Finance	財務省
M/P	Master Plan	マスタープラン
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NPO	Non-profit Organization	非営利団体
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PCM	Project Cycle Management	プロジェクト・サイクル・マネジメント
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PDKB	Pengusaha Didalam Kawasn Berikat	保税地区操業者

PEZA	Philippine Economic Zone Authority	フィリピン経済区庁
PKB	Penyelenggara Kawasan Berikat	保税地区管理者
PR/R	Progress Report	進捗報告書（プロGRESSレポート）
RPJM	Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional	中期開発計画
PPP	Public Private Partnership	官民連携
SEZ	Special Economic Zone	経済特別地域
S/W	Scope of Work	実施細則
TOR	Terms of Reference	タームズ・オブ・レファレンス
VAT	Value Added Tax	付加価値税
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

第1章 詳細計画策定調査団の派遣

1-1 調査団派遣の経緯と目的

インドネシア共和国（以下、「イ」国と記す）では、民間企業による一層の投資拡大を通じて産業競争力を強化し、地域経済格差を是正することが中長期的な重要課題である。投資先としての「イ」国は、インド、ベトナム、中国などの周辺諸国との外貨獲得競争にさらされており、「イ」国政府はインフラ整備、新投資法の制定、経済特別地域（Special Economic Zone : SEZ）に関する法令の制定、許認可行政の効率化等の取り組みを通じて投資環境整備を図り、投資促進をめざしている。SEZは、輸出加工区域、工業区域、技術開発区域ほか6種類のゾーンから成り、SEZに投資する企業に対し財政面及び非財政面の優遇措置が提供される予定である。

そんな中、2009年にSEZ法が制定され、SEZ国家審議会がSEZの総合的政策と戦略を構築する任に就いた。SEZ国家審議会のステアリングチームは経済関係調整大臣府（Coordinating Ministry of Economic Affairs : CMEA）大臣が議長となり、本調査のカウンターパート（Counterpart : C/P）機関となる投資調整庁（Investment Coordinating Board : BKPM）と他の8省庁（財務省、商業省、工業省、内務省、公共事業省、運輸省、労働移住省、国家開発企画庁）がメンバーとなっている。2010年7月時点で、SEZ国家審議会は地方政府や事業体等から既に48件の開発候補地への申請を受けている。そのため、SEZ国家審議会は、早急にSEZ開発マスタープラン（Master Plan : M/P）を策定して、SEZ候補地の審査基準を定めることをめざしている。M/Pの策定にあたっては、自由貿易地域（Free Trade Zone : FTZ）、経済統合開発地域（Integrated Economic Development Zone : KAPET）、保税地区等の既存の制度との関係を整理し、他国におけるSEZの成功事例の分析から得られる教訓を参考にして実効性の高い制度を築く必要がある。

こうした中、「イ」国政府は、わが国に対して技術協力による支援を要請し、2010年4月に採択された。

本詳細計画策定調査は、「イ」国政府からの協力要請の背景・内容を確認し、本案件の事前評価を行うとともに、本格調査の実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析し、先方実施機関と本格調査に係る協議議事録（Minutes of Meeting : M/M）及び実施細則（Scope of Work : S/W）案の協議・署名を行うことを目的として実施した。

本詳細計画策定調査は、要請の内容を確認のうえ、

- ① 要請書の内容をベースにSEZ開発に関するBKPM、CMEAの課題認識の特定、関係する政策・制度面に係る課題及びニーズの確認、協力の方向性・内容、主要活動に関する合意形成を行い、本格調査開始に必要なその他の情報を収集するとともに、調査内容についてC/P機関であるBKPMと協議し、S/W（案）につき合意する。
- ② 調査開始までの進め方とS/W（案）に基づいた「イ」国側準備事項について「イ」国側の合意を得る。
- ③ 開発調査の枠組み（実施方法、調査実施機関の役割及び必要な措置等）について説明し、C/P機関の理解を得る。
- ④ 協議結果をM/Mに取りまとめて署名を行う。

ことを目的とし、実施することとなった。

1-2 調査団の構成

当調査の構成団員は以下の5名である。

氏名	分野	所属
明石 和彦	団長	JICA 産業開発部 参事役
八木 徹	投資促進	投資調整庁 投資促進政策アドバイザー
石渡 文子	評価分析	ビコーズインスチチュート株式会社
黒田 龍二	総合調整	JICA インドネシア事務所
飯田 学	協力企画	JICA 産業開発部民間セクターグループ産業・貿易課

1-3 調査日程

当調査の日程は以下のとおりである。

日	午前	午後
7/4 (日)	成田発：10:50(JL725)	ジャカルタ着：16:35
7/5 (月)	JICA 事務所打合せ BKPM/ CMEA との協議	商業省との打合せ
7/6 (火)	BKPM との協議	BKPM との協議 CMEA との協議
7/7 (水)	ワークショップ	ワークショップ
7/8 (木)	CMEA との協議	BAPPENAS との打合せ
7/9 (金)	工業省との打合せ	BKPM との協議 日本国大使館表敬訪問
7/10 (土)	ワークショップ結果まとめ	文書整理
7/11 (日)	文書整理 (成田発：10:50(JL725))	文書整理 (ジャカルタ着：16:35)
7/12 (月)	団内打合せ BKPM との協議	KIIC 訪問
7/13 (火)	BKPM との協議	JJC (双日) との情報交換 JICA 事務所での打合せ
7/14 (水)	世界銀行との打合せ M/M 案、S/W 案作成・提出	JETRO との打合せ CMEA との協議
7/15 (木)	MOF (tax) との協議 M/M 案、S/W 案修正	M/M 署名
7/16 (金)	ERIA*との打合せ JICA 事務所報告	日本国大使館報告 ジャカルタ発 21:55 (JL726)
7/17 (土)	成田着 7:25	

*東アジア・ASEAN 経済研究センター (Economic Research Institute for ASEAN and East Asia)

1-4 主要面談者

当調査の主要面談者は以下のとおりである。

組織	名前	職位等
日本国大使館	吉澤 隆	参事官
BKPM	Mr. Himawan Hariyago	Deputy Chairman
	Mr. Ahmad Husen	Director
	Ms. Suci Wahyuningsih	Division Head
CMEA	Dr. Luky Eko	Deputy Minister
	Mr. Budi Santoso	Poverty Reduction Expert
ERIA	Mr. Hidetoshi NISHIMURA	Executive Director
	Mr. Daiki KASUGAHARA	General Manager
	Mr. Takahiro SEKI	Senior Advisor
	Mr. Toru ISHIHARA	Special Advisor
世界銀行	Mr. Shubham Chaudhuri	Lead Economist
	Mr. Henry Sandee	Economist
	Mr. Greg Elms	Senior Operations Officer
伊藤忠	吉里 寛	President Director
	岩間将之	General Manager
	高見 明	Director
JJC	山崎紀雄	双日 取締役社長
	河合代継	双日 社長補佐
	粕井哲治	双日 ロジスティックマネージャー
JETRO	中山隆志	President Director
	市原克典	Senior Director
BAPPENAS	Dr. Ir. Suprayoga Hadi	Director
	Mr. Rohmad Supriyadi	Sub-Director
	Ms. Yelda Rugesty	Staff
工業省研究開発センター	Mr. Adi Rochmanto Pandiangan	Division Head
	Mr. Habibulloh	

第2章 調査結果要約

2-1 開発計画策定型技術協カスキーム及び調査開始までの全体工程について

調査団から、本技術協力のスキームについて説明し、C/Pの配置や予算措置が必要であることを説明した。また、付加価値税（Value Added Tax : VAT）立替など先方の負担事項（Undertakings）について説明し、「イ」国側は調査団の説明を了解した。

また、本調査の結果を踏まえて本格調査の詳細を固め、その後JICAインドネシア事務所と「イ」国との間でS/Wを締結し、2010年度中をめどに本格調査を開始する予定であることを説明した。

開発調査で提出する報告書〔IC/R（着手報告書）、IT/R（中間報告書）、PR/R（進捗報告書）、DF/R（最終報告書案）、F/R（最終報告書）〕の提出時期及び必要部数についても、先方と協議の上、決定した。

2-2 C/P 機関としての妥当性の確認

BKPM及びCMEAの機能、役割、人員配置状況、組織構造等の現状について確認をした。SEZに関する法律ではSEZ国家審議会が形成され、審議会の権限と責務が規定されているが、要請元であるBKPMは、SEZ開発を推進し各事業体からの申請を審査するSEZ国家審議会の中心的役割を果たす組織であり、SEZ開発に関して包括的な知見と権限を有している。また非常に高いオーナーシップを表明していることも含め、BKPMは本案件のC/Pとして妥当だと判断できる。

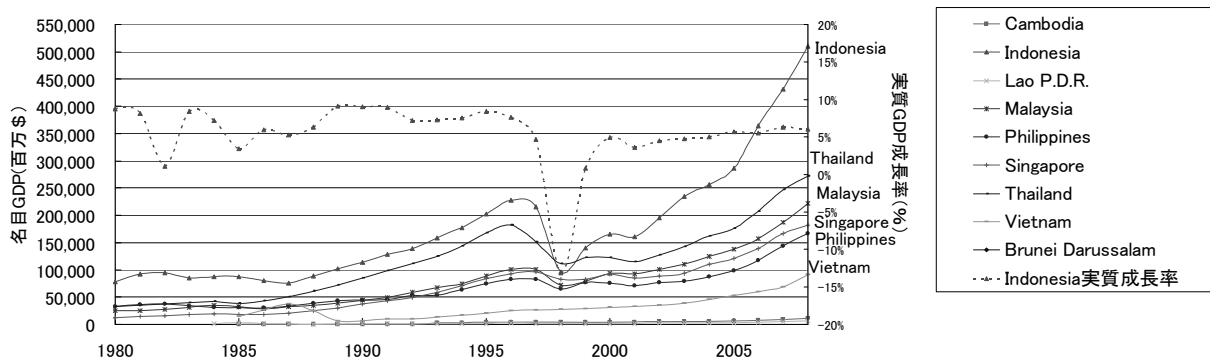
なお、SEZ国家審議会はCMEA大臣が議長を務め、CMEAにBKPMから異動したルキ次官が実施チームのリーダーを務める予定ではあるが、現在のところまだ決定されておらず、実際の業務は行われていない。BKPMの長官も審議会のメンバーになる予定で、BKPMとしても大きな役割を負っていることから、BKPMを本開発調査のC/Pとすることが適切であると判断した。

2-3 「イ」国 SEZ 開発に係る現状把握

2-3-1 「イ」国の経済と外国直接投資の概況

ASEANの人口の約4割を占める「イ」国は、国内総生産（GDP）においてもASEAN全体の35%（2008年）を占め、ASEANトップの経済規模を誇る。GDP実質成長率でみるとアジア通貨危機の1998年にマイナス13.1%とASEAN内で最も大幅なマイナス成長を示したが、2000年以降は平均成長率年5%を超える順調な回復を示している¹。

¹ 2005年以降、「イ」国のGDPデフレーターが年14.5%という高い値のため、名目GDPの伸びと実質GDPの伸びに乖離が出ている。

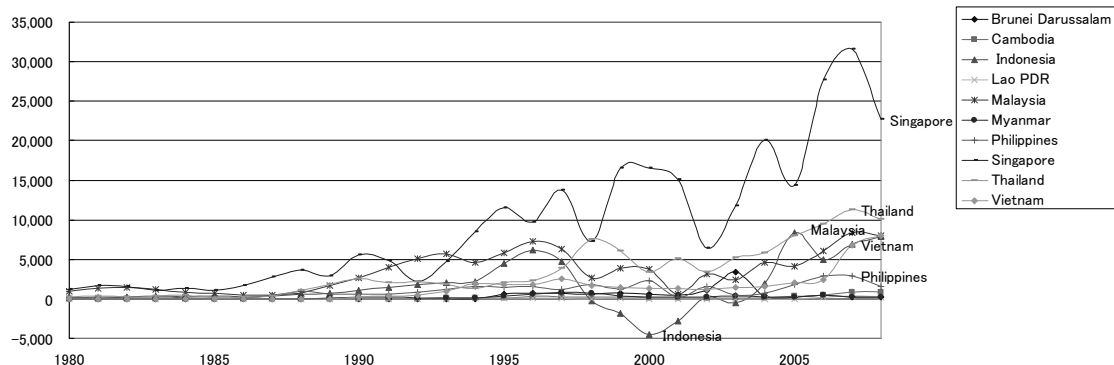


注) 実線は各国の名目 GDP 推移 (左 Y 軸)、点線は「イ」国の実質 GDP 成長率 (右 Y 軸)
 出所: World Development Indicators (WDI) database, World Bank

図 2-1 ASEAN 各国の GDP 推移 (1980~2008 年)

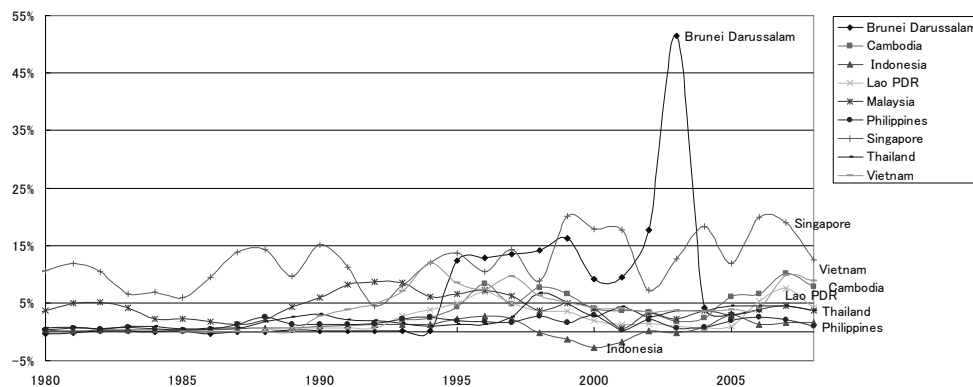
一方で、外国直接投資 (Foreign Direct Investment : FDI) のインフローでは、「イ」国は ASEAN 国内での位置づけが低い。まず、「イ」国はアジア通貨危機の 1998 年から唯一マイナスに転じた。2004 年以降は顕著に回復したものの、2008 年においてもタイを追い越すことはない (図 2-2 参照)。また、FDI インフローを GDP 比でみると 2008 年でわずか 1.6% であり (図 2-3)、「イ」国の経済規模からみても十分な投資流入を実現しているといいがたい。

単位: 百万ドル (名目)



出所: FDI database, UNCTAD

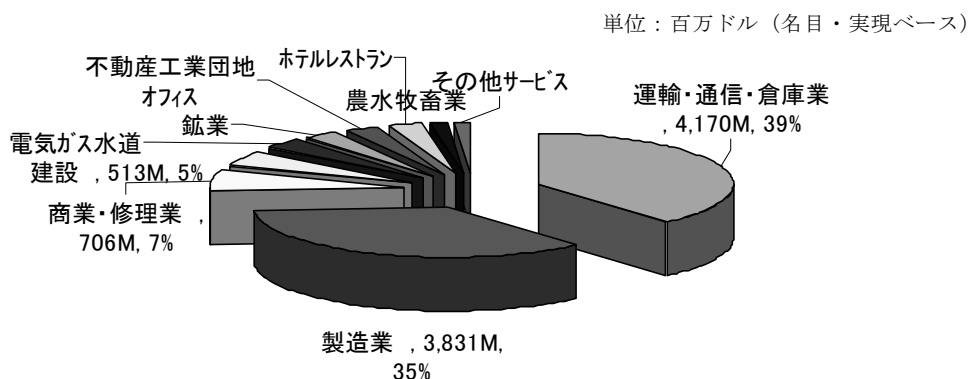
図 2-2 ASEAN 各国の FDI インフロー推移 (1980~2008 年)



出所: 図 2-1 と図 2-2 のデータを用いて作成

図 2-3 ASEAN 各国の FDI インフロー対 GDP 比推移 (1980~2008 年)

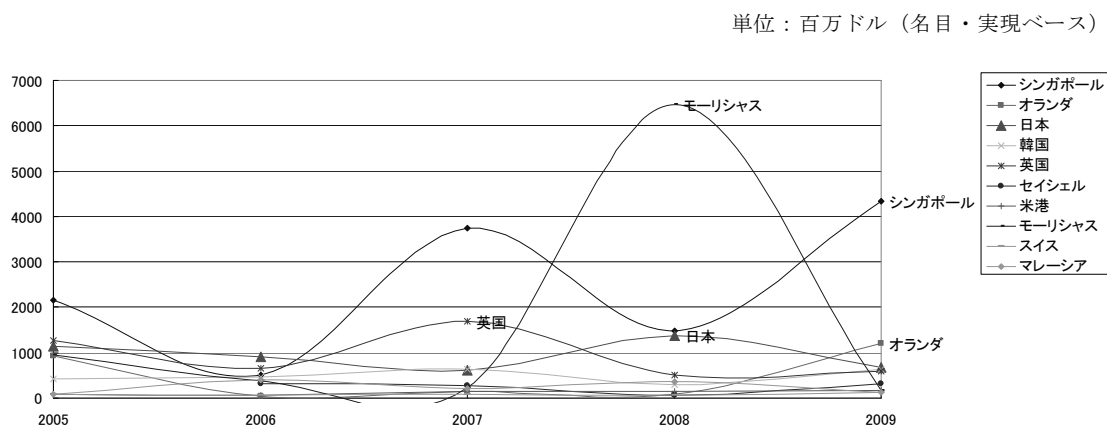
なお、「イ」国への2009年のFDIを業種別で見ると、運輸・通信・倉庫業が4,170百万ドルで39%、次に製造業が3,831百万ドルで35%と、この両セクターへの投資が圧倒的に多い。



出所：JETRO ジャカルタセンター『インドネシア経済・投資・貿易の動向』（2010年7月8日版。元データはBKPM）

図2-4 FDI業種別投資受入規模（2009年）

また、投資元の国別のFDI受入規模は、毎年順位に変動がみられるが、わが国は2005年以降、常に上位4位以内に入る主要な投資元である。



注) 2009年の上位10カ国を実現ベースでピックアップしたもの。

出所：JETRO ジャカルタセンター『インドネシア経済・投資・貿易の動向』（2010年7月8日版。元データはBKPM）

図2-5 投資元別FDI受入額規模の推移（2005～2009年）

このように、「イ」国は急速な経済発展を遂げASEAN最大の国内市場規模を有しているにもかかわらず、ASEANにおけるFDI規模の位置づけは高くない。そのため、「イ」国が今後、投資促進に向けて制度を改善すべき余地は多いにあると考えられる。

表2-1は、世銀グループが毎年全世界を対象に調査している「ビジネス環境ランキング」の2010年版である。「イ」国は、総合評価でシンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム、ブルネイを下回り、ASEAN平均より上回っているのは建設手続き、投資家保護、国境越え取引の3項目のみであった。

表 2-1 ASEAN 内のビジネス環境ランキング (2010 年)

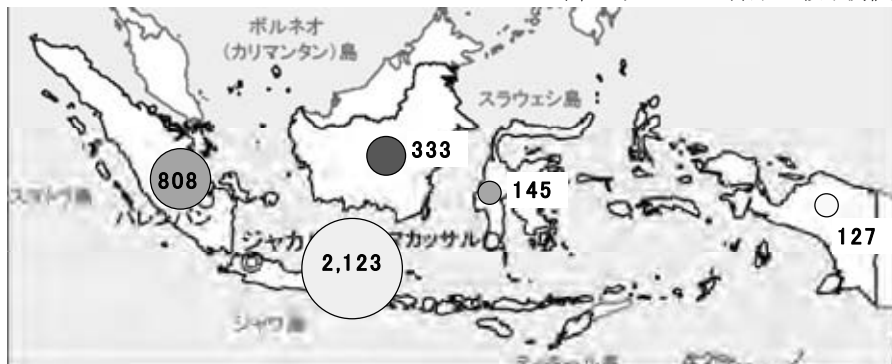
	Singapore	Thailand	Malaysia	Vietnam	Brunei Darussalam	Indonesia	Philippines	Cambodia	Lao PDR	ASEAN平均 (除く)
総合ランク	1	12	23	93	96	122	144	145	167	89
創業手続き	4	55	88	116	153	161	162	173	89	111
建設手続き	2	13	109	69	74	61	111	145	115	78
雇用関係	1	52	61	103	4	149	115	134	107	81
財産権登録	16	6	86	40	183	95	102	116	161	89
借入れ	4	71	1	30	113	113	127	87	150	77
投資家保護	2	12	4	172	119	41	132	73	182	82
税金の支払い	5	88	24	147	22	127	135	58	113	80
国境越え取引	1	12	35	74	48	45	68	127	168	64
契約の履行	13	24	59	32	160	146	118	141	111	89
廃業手続き	2	48	57	127	37	142	153	183	183	104

注) 調査時期は 2008 年 6 月～2009 年 5 月。数値は各評価項目における国別の世界ランキングを示す。

出所：Doing Business - Economy Rankings, World Bank Group

また、「イ」国の域内総生産をみると、図 2-6 のとおり GDP の約 6 割はジャワ島で生産されている。多民族国家の「イ」国としては首都ジャカルタが位置するジャワ島に偏った経済成長をより国土全般に拡大することが政策的な重要課題である。そのため、離島への投資を促進して、地域経済を発展させることが国全体の経済発展とともに、地域格差是正という点からも実現すべき重要課題となっている。

単位：兆ルピア (名目・仮予測値)



出所：インドネシア中央統計局 (BPS) データベース

図 2-6 「イ」国の域内総生産 (2007 年)

2-3-2 「イ」国の投資促進政策・制度

SEZ 設立を含む投資促進のための制度構築はユドヨノ政権による国家的な優先的プログラムとして認知されている。まず、「イ」国は 2007 年 25 号の投資法 (通称：新投資法) にて、外資を含む投資家の保護と行政手続きの簡素化に関する基本制度を構築した。新投資法は外資と国内資本投資を統合し、出資国の差別なく投資家が同等の権利を得られる原則を示した。また、この新投資法にて別に発布する法令をもって SEZ を開発することを定めている。

そして、2008 年 5 号の「2008-2009 年の経済フォーカス・プログラムに関する大統領指示」 (通称：新経済政策パッケージ 2008) にて投資環境の改善を重要実施項目の一つに挙げ、以下の 10 のプログラムの実施を指示した。

- ①投資関連規程の策定
- ②投資家へのノンフィスカルな便宜供与
- ③投資家へのフィスカルな便宜供与
- ④SEZ 開発実施の加速化

- ⑤会社設立のモニタリングと承認手続きの短縮化
- ⑥電子ベースの投資情報・許認可サービスシステムの構築
- ⑦国家レベルの許認可簡素化
- ⑧地方における許認可の簡素化
- ⑨土地建物税と土地建物取得税の手続きの簡素化
- ⑩オンラインによる情報・土地証書登記サービスの強化

さらに、「イ」国中期開発計画（Rencana Pembangunan Jangka Menengah Nasional: RPJM）2010～2014年では、11の国家優先プログラムの第7項目に投資とビジネス環境の改善を挙げ、以下6点の実施を明示している。

- ①法制度の明確明瞭化（矛盾や不明瞭な内容の解消）
- ②申請手続きの簡略化（電子ライセンス、ワンドア統合サービス）
- ③国家ロジスティックシステムの開発（物流コストの低減）
- ④情報提供強化（国家シングルウインドウの運営、高度関税貿易制度）
- ⑤2012年までに官民連携スキームによる5カ所のSEZの設立
- ⑥雇用政策（雇用促進のための法制度の調整）

このように2007年以降の重要な政令にはSEZの開発が明記されている。SEZとは新たに開設される「経済機能を果たし、特定の便宜を得るために定められた、インドネシア共和国統一国家の法的領域内において特定の境界線を有する地域」とSEZ法によって定義されている。

他方、国際的に一般的に使われている広義の用語としてのSEZとは、「ゾーン内の企業に対してゾーン外の企業に比べて優位な財務的／非財務的な法的な便宜を供与する特定地域」を指す。このSEZの一般的定義に照らし合わせると、「イ」国内には以下に示す該当する制度が既に複数存在している。

（1）経済統合開発地域（KAPET）

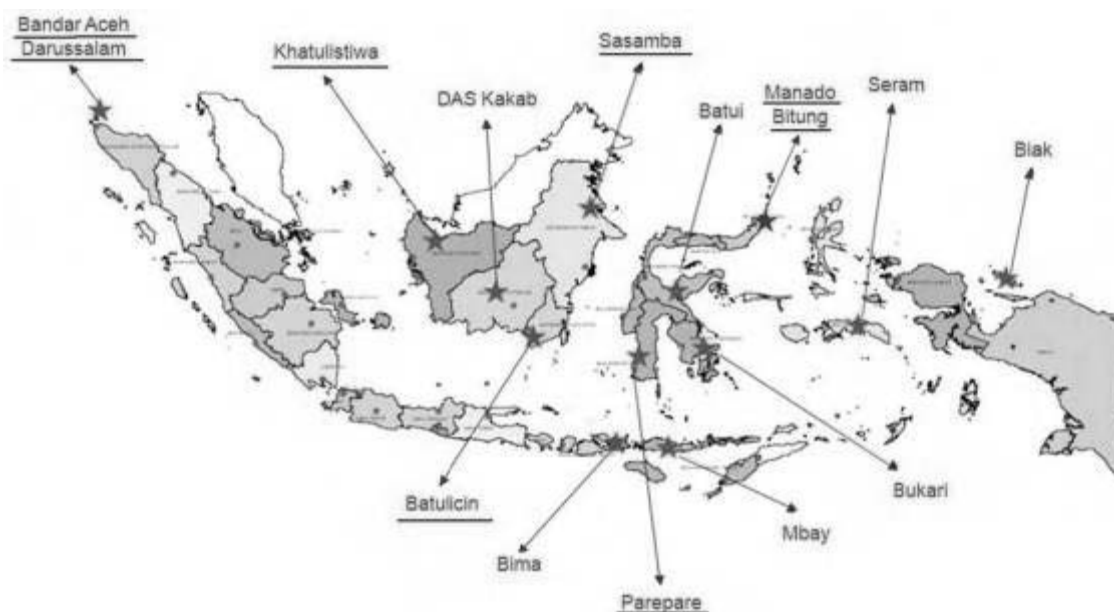
大統領令1996年89号により制定された。まず前段でKAPETの設立目的は東インドネシアをはじめとする地方の経済発展を促進することと示し、そのうえで、KAPETは以下の3要件のいずれかをもつ特定地域と定義されている。

- ①急速な成長が見込まれる地域
- ②周辺地域の経済成長を促進し得るセクターが存在する地域
- ③開発に多大な投資を必要とする地域

KAPETには当初18項目にわたる財政上の各種恩典が与えられていたが、2000年20号の政府規定により以下の恩典に縮小された。

- ・最大6年間課税所得額から総投資額の30%まで控除
- ・減価償却及び定期償還の加速化
- ・損失金繰越の10年までの延長
- ・配当金に対する源泉徴収課税率を10%に軽減

現在までに図 2-7 に示す 14 の地域が個別の大統領令により KAPET に指定されている。



出所：PT. MU Research and Consulting Indonesia (2010) Survey Study on KAPET (IEDZ) and Related Investment Promotion System in Indonesia, p.33 に加筆。元資料 BP KAPET

図 2-7 KAPET の場所

しかしながら、認可された 14 の KAPET のうち、実際に開発されているのは図 2-7 で地名にアンダーラインを引いた 6 カ所にとどまっている。

南カリマンタン州のバトゥリチン経済統合開発地域には約 4 兆ルピア（約 400 億円）の投資が計画されていて、鉱業セクターを中心とする 27 社の進出が予定されている²。また、東カリマンタン州のササンバ経済統合開発地域では、総額 5 兆ルピア（約 500 億円）の払込資本をもつわずか 9 社のみが KAPET による税法上の恩典を受けている。このうち投資規模が最も大きい企業（払込資本 4 兆 5 千ルピア）は東カリマンタンの鉄道開発を行う Pt. Senong Corporindo である。しかしながら、2000 年に KAPET への税制上の恩典が軽減されて以降はササンバ経済統合開発地域への新規の投資は発生していない³。

このバトゥリチン経済統合開発地域とササンバ経済統合開発地域以外については、特筆すべき進捗はない。

KAPET の開発と促進に関する政策の策定は、大統領令 2000 年 150 号により任命された CMEA 大臣を長とする KAPET 開発機構が行うことになっている。しかしながら、2004 年に地方分権化が推進されてからは KAPET の指定州ごとに設立されている地方の KAPET 開発機構の主体性が重んじられるようになってきている。地方の KAPET 開発機構は州知事が会長で、主要な政府機関は州及び県・市の開発企画庁、公共事業省、BKPM である。

² PT. MU Research and Consulting Indonesia (2010) Survey Study on KAPET (IEDZ) and Related Investment Promotion System in Indonesia, pp.62-63 情報源は公共事業省 2010 年 2 月

³ PT. MU Research and Consulting Indonesia (2010) Survey Study on KAPET (IEDZ) and Related Investment Promotion System in Indonesia, p.65-67.

(2) 自由貿易地域 (FTZ)

FTZ は法律代用政令 2000 年 1 号により制定された。FTZ とは、関税、付加価値税、奢侈品付加価値税が開設より 70 年間免除される地域と規定されている。アチェ特別州のサバン島地域 (法律代用政令 2000 年第 2 号)、及び、バタム全島 (ビントアン島 (一部)、カリムン島 (一部) (大統領令 2007 年 46 号、47 号、48 号) が FTZ に認定された。このうち、シンガポールに隣接するバタム島は 1970 年代から開発が行われていて、現在 26 の工業団地が設立されている。外資系企業からの人気が高く、984 社の外資系企業が進出している⁴。SEZ 法では各 FTZ は SEZ への移行の申請を可能と定めている。それに応じて、バタム、ビントアン、カリムンの各 FTZ は既に SEZ への移行の提案を国家審議会に提出している。

(3) 保税地区

保税地区は政府規定 1996 年 33 号にて定められた。保税地区とは、主として輸出を目的として物品や材料の加工、組み立て、設計管理、インドネシア関税領域内の他地域から搬入された物品や材料の選別、予備検査、最終検査、梱包などが行われる特定の建物もしくは地域と定義されている。税関総局長決定書 1997 年 9 号、第 63 号に基づき、保税地区の認定は財務大臣が行う。保税地区の申請は個別の保税地区操業者 (Pengusaha Didalam Kawasan Berikat : PDKB) または保税地区管理者 (Penyelenggara Kawasan Berikat : PKB) の単位で行える。主たる保税地区は以下のとおり⁵。

- ・タンジュンプリオク保税地区 (ジャカルタ)
- ・マルンダ保税地区 (ジャカルタ)
- ・チャクン保税地区 (ジャカルタ)
- ・チプトゥン保税地区 (MM2100) (ベカシ)
- ・チビノン保税地区 (ボゴール)
- ・インドタイセイ・チカンペック保税地区 (チカンペック)
- ・チャバンセマラン保税地区 (セマラン)
- ・チャバンゴロ保税地区 (モジョケルト)
- ・ビントアン保税地区 (リアウ)
- ・カビルインドヌサ (バタム)
- ・チャバンパスルアン保税地区 (パスルアン)
- ・ブルアーン・セルアイ工業団地 (メダン)

具体的な恩典は、何回かの改訂を経て財務大臣規定 2008 年 32 号により以下が付与されている。

- ・完成品の 50%、半完成品の 40%以上を輸出する場合、生産工程で使用される原材料を含めた資本財や設備の輸入に対する輸入税、物品税、所得税、奢侈品付加価値税の免除

⁴ リアウ諸島州知事 イスマス・アブドゥラ氏 2008 年 6 月「インドネシア・シンガポール合同投資セミナー」プレゼンテーション資料より<[http://old.ASEAN.or.jp/invest/archive/speech/fy08%20indonesia/4MrIsmeth%20\(Tokyo\).pdf](http://old.ASEAN.or.jp/invest/archive/speech/fy08%20indonesia/4MrIsmeth%20(Tokyo).pdf)>

⁵ 日本アセアンセンターホームページ<<http://www.asean.or.jp/ja/asean/known/country/indonesia/invest/guide/1-4.html>>

- ・加工するために保税地区の企業と地区外の下請会社の間で引き渡された製品、または地区内の企業間並びに他のルートで引き渡された製品についての奢侈品付加価値税と販売税の免除

KAPET が政府主導型の開発になっているのと対照的に、保税地区は民間主導型の開発といえる。ジャカルタ首都圏（JABODETABEK）を中心とする PDKB が創出している経済パフォーマンスは、投資家の意向に沿う SEZ が設計された際の経済インパクトを想定する参考モデルになるであろう。

（４）インドネシア東部地域（Kawasan Timur Indonesia : KTI)への投資優遇政策

KTI は「イ」国内でも経済の開発が遅れているため、投資優遇措置が与えられている。

- ・最高 8 年間の欠損金の繰越（財務大臣令 1990 年 747 号）
- ・土地・建物税の 50%の免除（土地使用許可証を取得してから 8 年間有効）（財務大臣令 1990 年 748 号）

以上のように、SEZ 法で定義する狭義の SEZ には類似の既存制度が存在している。さまざまな制度がこれまでに整備されているものの、どの類似する地域・地区も企業の入居が進まず、成功しているとはいえない状況である。

また、新設された SEZ 法と既存法との関係は FTZ のみ SEZ への移行を申請により認められる旨が SEZ 法にて定められているが、その他の制度の取り扱いは決まっていない。

新設される SEZ は「イ」国内の地域格差の削減にとどまらぬ投資促進、そして、輸出促進にとどまらぬ経済効果の創出をねらっている。すなわち、SEZ は、既存の制度がめざしたコンセプトを包含しつつ、これまでの失敗要因をしっかりと分析することによって、さらに上のレベルの投資促進・経済効果の実現を意図しているといえる。

2-3-3 SEZ 開発の法制度

前述のとおり、SEZ の設立は新投資法（2007 年 25 号）にて、はじめて法制度上で規定された。その後、4 つの関連法令が出されている。

（１）経済担当調整大臣令 2009 年 16 号（2009 年 8 月）

SEZ 開発国家チーム（国家審議会）のメンバーが任命された。任期は、2009 年 12 月まで。

① ステアリングチーム：

委員長は経済関係調整大臣府（CMEA）大臣

メンバーは 15 大臣・長官⁶

② 実施チーム：

委員長は BKPM 長官、副委員長は CMEA インフラ・地域調整担当次官、副委員長は

⁶ 財務大臣、エネルギー・鉱物資源大臣、工業大臣、商業大臣、運輸大臣、労働移住大臣、公共事業大臣、内務大臣、法務人権大臣、国家開発企画担当国務大臣/国家開発企画庁長官、環境担当国務大臣、国家警察庁長官、国土庁長官、内閣官房長官、内閣官房副長官

商業省外国貿易総局長、メンバーは 17 省庁の局長 22 名及び民間（学者）2 名。

③ 事務局長：

BKPM 投資企画担当局長、CMEA 貧困対策担当専門スタッフ

(2) 経済特別地域（SEZ）法 2009 年 39 号（2009 年 10 月）

1) SEZ の定義

SEZ とは、経済機能を果たし、特定の便宜を得るために定められた特定の境界線を有する地域と定義された。そして、SEZ は、地理経済・地理戦略的な優位性を有し、産業・輸出入などの高い経済価値と国際競争力を有する経済活動を受け入れるために機能する地域となることを意図している。SEZ は、以下 7 つの経済活動をもつ 1 つ以上の区画から構成される。

- ・ 輸出加工
- ・ ロジスティック
- ・ 工業
- ・ 技術開発
- ・ 観光
- ・ エネルギー
- ・ その他

2) SEZ の申請と認定

SEZ として提案される場所は以下の基準を満たさなくてはならない。

- ・ 地域空間整備計画に基づき保護地域を阻害しない
- ・ 州及び県・市政府の指示を得ている
- ・ 国際貿易ルートもしくは国際航海ルートに近い、あるいは、優良な資源がある地域に位置している
- ・ 明確な境界線を有している

SEZ の提案は州政府を通じて国家審議会に提出されるが、提案元は事業体、県・市政府でもよい。国家審議会は提案を検証し、大統領に SEZ の認定を推薦する。その上で、SEZ の設立が政令で定められる。

3) 国家審議会の設立

国家審議会の任務は以下のとおり。

- ・ SEZ マスタープランの策定
- ・ SEZ の設立と開発の加速化のための総合政策と戦略的措置の制定
- ・ SEZ における最低インフラ・サービス基準の制定
- ・ SEZ 提案地域の検証
- ・ SEZ 設立のための提言
- ・ ポテンシャルが未開発の地域の開発のための検証と措置に関する提言
- ・ SEZ の実施、管理、開発における戦略的問題の解決
- ・ SEZ の継続に関するモニタリングと評価、SEZ ステータスの取り消し提案を含む、評価結果のフォローアップ措置に関する大統領への提言

4) 地域審議会の設立

SEZ に認定された州は地域審議会を設立する。地域審議会の任務は次のとおり。

- SEZ の管理と開発のための国家審議会が定めた総合政策を実施
- SEZ 管理者の設立
- ワンドア統合サービスシステムの実施と SEZ の運営のために、SEZ 管理者の任務実施の監督、管理、評価、調整
- SEZ の活動実施に関する問題解決のための戦略的措置を定める
- 国家審議会に対し毎年年末に SEZ 管理報告書を提出
- 戦略的問題が生じた場合、国家審議会に報告書を提出

5) SEZ 管理者の設立

地域審議会によって設立された SEZ 管理者の任務は以下のとおり。

- SEZ において事業を設立、実施、開発する事業者が必要な事業許可やその他の許可の供与
- SEZ 運営の監督と管理
- 定期的・必要に応じた SEZ 運営報告書の地域審議会への提出

(3) 大統領規程 2010 年 33 号 (2010 年 5 月)

1) 実施チームの構成

国家審議会 (ステアリングチーム) の下に置かれる実施チームは、関連省庁のエセロン⁷I 官吏がメンバーとなる。

2) 国家審議会事務局

以下を任務とする国家審議会事務局を設立する。

- 国家審議会に対する運営上のサポート
- 国家審議会の事業計画・プログラム策定の事務的サービス
- 国家審議会の任務実施活動とフォローアップの調整、同期化、事務的統合
- 関連政府機関、その他関係者と国家審議会との協力事務サービス
- データ収集、処理、提供サービスと国家審議会の活動報告策定
- 国家審議会のメンバー関連事務、国家審議会事務局の組織、事務、人事財務、インフラの育成

国家審議会事務局長には、エセロン IIa 管理職が任命される。そして、事務局は最高 4 部から構成され、部の代表にはエセロン IIIa の管理職が任命される。さらに、各部は最高 3 課から構成され、各課の代表にはエセロン IVa の管理職が任命される。

(4) 大統領令 2010 年 8 号 (2010 年 5 月)

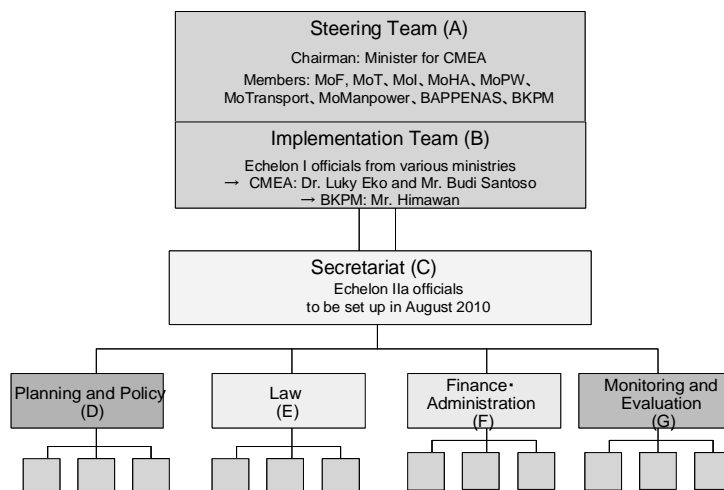
国家審議会の会長及びメンバーが以下のとおり任命された。

- 審議会会長兼メンバー：CMEA 大臣

⁷ 公務員のうち管理職及び監督職の等級にあり、かつ課室長以上の役職に就く者にだけ付される役職者階層で、「公務員の昇任に関する 2000 年政令第 100 号 (2002 年政令第 13 号で一部改正)」に規定されている。エセロンは数が少ない方が上位役職を示し、最高位のエセロン Ia は中央省庁の事務次官や総局長クラス、以下 エセロン Ib は州の公務員のトップである州官房長、エセロン IIa は県・市の官房長や州の事業局・技術機関の長、エセロン IIb が州官房の局長級及び県・市の事業局・技術機関の長となり、エセロン IIIa 及びエセロン IIIb が部長級、エセロン IVa 及びエセロン IVb が課室長級。

- ・メンバー：財務大臣、商業大臣、工業大臣、内務大臣、公共事業大臣、運輸大臣、労働移住大臣、国家開発企画大臣/国家開発企画庁（National Development Planning Agency：BAPPENAS）長官、BKPM 長官

詳細計画策定調査時点のヒアリング情報によると、国家審議会の構成は図 2－8 のようになる模様である。



出所：詳細計画策定調査団作成

図 2－8 国家審議会の構成

2－3－4 SEZ 開発の関係省庁の役割と活動状況

大統領令 2010 年 8 号にて任命された国家審議会のメンバー省庁は共同して、SEZ 法第 17 条に定められた任務を負う。国家審議会は既に 48 件の SEZ 認定の提案書を受けている⁸。そこで、「イ」国政府としては中期開発計画にて示されている 5 カ所の SEZ 選定を急ぎたい意向である。しかしながら、本来 5 カ所の SEZ 選定の前に SEZ マスタープランの策定と SEZ 選定基準の設定が行われるべきなので、国家審議会メンバー省庁の担当者はこれらの作業を急がなくてはならないと認識している。だが、現地でヒアリングを実施した 7 月初旬の時点では、国家審議会の実施チームの第 1 回会合前であったため、具体的な共同作業は行われていなかった。以下に現地調査中に面談ができた国家審議会メンバー省の活動状況を記載する。

(1) CMEA

CMEA は「イ」国の関係省庁間の経済政策の調整と実施の責務をもつ。CMEA 大臣は既に SEZ 国家審議会ステアリングチームの会長職に任命され、さらに、CMEA 次官が実施チームのチーム長に任命される予定であることから、国家審議会メンバー省庁の意見を取りまとめ、省庁間の調整をつかさどる立場にある。CMEA 内の担当者（インフラ・地域調整担当次官及び貧困対策担当専門スタッフ）は、SEZ 設立のための法案を検討されていた当初から本件に携わっていたため、SEZ 開発のための課題を十分に把握している。

⁸ この 48 件の地方政府からの提案に加えて、政府側提案として中部スラウェシ州のドンギ・スノロ地区とパプア州メラウケ県の MIFEE 地区が推挙されている。

(2) BKPM

新投資法（2007年25号）ではBKPMが投資政策実施と調整の実施を行う旨、明記されている。具体的には以下の任務がBKPMに課せられている。

- ・投資サービス政策の検証と提案
- ・投資活動及びサービス実施の規範、基準及び手続きの策定
- ・地方における潜在的な投資機会の開発
- ・インドネシア投資マップの策定
- ・投資プロモーション
- ・パートナーシップ向上と健全な事業競争の構築
- ・投資実施に関連する情報の最大限の供与
- ・投資育成を通じた投資事業分野
- ・投資家が直面するあらゆる障害の解決の支援
- ・インドネシア領域外で投資活動を実施する国内投資家の調整
- ・ワンドア統合サービスの調整と実施

SEZは新投資法にも明記されている投資促進のためのツールであるため、BKPMは、投資促進の観点から関係省庁を調整する任にあたる。具体的にはSEZの制度構築、関連投資促進制度とSEZ制度の調整、ワンドア統合サービスの提供、SEZへの投資家勧誘と支援が主な業務内容となる。BKPMの長官は国家審議会ステアリングチームのメンバーであり、投資計画担当次官が実施チームのメンバーとなる。また、実稼働部隊となる国家審議会事務局へはインフラ・サービス・ゾーン計画局を中心に主要な人材がBKPMから出向の形で提供することになると考えられる。

(3) 国家開発企画庁（BAPPENAS）

BAPPENASは、中・長期の国家開発計画の策定とモニタリング評価の任をもつ。SEZの開発はRPJM 2010～2014年に明記されているため、BAPPENASは関係省庁の活動をモニタリング評価する責務がある。

また、BAPPENASは開発予算の策定・査定、並びに、援助案件の審査などを通じた計画の実施・運営管理の任をもつ。SEZの場所が決まっていない現在は、民間主導型もしくは政府主導型の投資になるのか判別ができないために開発予算が計上されていないが、今後その方針とSEZの場所が決まれば順次開発予算が計上されることになると考えられる。同様に、ドナーからの有償資金調達の対象となる優先分野とその調達資金量を示す中長期案件リスト（通称：ブルック）にも現在SEZ関連の事業がリストアップされていないが、次回以降の改定時にSEZの周辺インフラ整備案件が掲載される可能性は高い模様である。

(4) 工業省

工業省はSEZの中の工業ゾーンの開発に責務を負う。「イ」国は2009年に工業団地に関する政令（2009年24号）を發布した。この法令により、2010年3月以降新規に工業を営む会社は、原則として工業団地内に工場を設けることが義務づけられた。また、この規定に基づき工業省は工業団地技術ガイドラインを作成している。SEZ内の工業ゾーンはSEZ

外の工業団地に比べ財務的及び非財務的に有利な条件になるよう設計される予定であるが、このガイドラインが SEZ の工業ゾーンの構想を策定するにあたり一つの参考文書になると考えられる。

(5) 商業省

商業省は SEZ 中の商業関連ゾーン（ロジスティックゾーンなど）の開発、並びに他のゾーンにおける商業関連事業の制度開発に責務を負う。また、SEZ 内企業向けの商業ライセンスにかかわる権限を中央政府から地方政府に委譲する法律案を商業省が策定することになっている。

(6) 財務省

SEZ 法により SEZ 内企業には所得税及び関税の便宜が図られることになっている。その具体的な便宜を検討し、法制度化する任を、税務総局と関税総局がそれぞれ担っている。具体的な便宜の内容はまだ検討されていないが、詳細計画策定調査時にヒアリングした方針としては、既存の関連制度よりも更なる高い便宜を図るのではなく、既存制度との調和が重要と考えている様子であった。また、財務的な更なる便宜よりも税務手続きの不明瞭さや煩雑などを解消し、非財務的な便宜を強化することが重要と考えていた。

詳細計画策定調査では内務省、公共事業省、運輸省、労働移住省と面談を行っていないが、PCM (Project Cycle Management ; プロジェクト・サイクル・マネジメント) ワークショップで、これらの省を含む役割について話し合っている (第 4 章にて報告)。

2-3-5 「イ」国の SEZ 開発の課題

前述のとおり、SEZ の開発にかかわる基本法令は発効しているものの、具体的な内容の詰めはこれからという段階である。現時点で指摘されている SEZ 開発の課題について記述する。

(1) 場所の選定

国家審議会は、SEZ における入居企業への具体的な便宜の内容及び SEZ の選定基準が整っていない状況で既に 48 件の提案を受けている。その中で、国家審議会のメンバー省はそれぞれ適切な選定基準を想定している。例えば、戦略的に SEZ を配置するためには、国家の流通動脈上に位置することが望ましい。「イ」国政府⁹は、現在、国家内、及び、外国との接続性（コネクティビティー）を高めるための総合プランを検討しているところである。また、同様に空間計画政府規定（2008 年 26 号）との整合性にも配慮しなくてはならない。BAPPENAS から入手した資料では、48 件の提案のうち 22 件は空間計画と整合していないと報告されている。

面談した関係省庁は KAPET が投資家を魅了できていない一つの重要な敗因として、場所の選定が戦略的でなかったことを挙げている。この失敗を繰り返さないためにも戦略的

⁹ 国家空間調整審議会（大統領令 2009 年 4 号）は、空間計画規定（政令 2008 年 26 号）の実施を行っている。会長は CMEA 大臣、副会長が公共事業大臣と内務大臣、事務局長が BAPPENAS 長官、メンバーが国防大臣、エネルギー・鉱物資源大臣、工業大臣、農業大臣、森林大臣、運輸大臣、海洋水産大臣、環境大臣、国土庁長官、官房副長官。接続性向上プランの検討には世銀もアドバイザーとして参加している。

な基準をもって SEZ の場所が選定されることが重要と考えている。しかしながら、実際には、当初 5 カ所のうち最低 2 カ所は政治的な思惑で決定される可能性が極めて高く、離島の低開発地域が選定される可能性が高い。だが、早く選定基準を設けることにより、その後は本来の投資促進の趣旨にかなう場所を選定することを関係省庁が希望している。

(2) SEZ 入居企業に提供される具体的な便宜

SEZ 内の企業は SEZ 外の企業よりも財務的・非財務的に上回る便宜が供与されなければ SEZ の存在意義がなくなる。しかしながら、その便宜に関する具体的な内容の検討はこれから行われるところである。詳細計画策定調査時にヒアリングした方針によると、財務的には既存の投資促進優遇制度と調和した便宜が図られることになるようである。一方、飛躍的に向上させられるべき課題は非財務的な便宜である。新経済政策パッケージ 2008 にも示された投資促進のための実施プログラムは、いまだ十分に達成されていない。特に、法制度を執行するうえでの不明瞭さや複雑さは、投資家のみならず、執行側である政府も十分に認識している。全国レベルでは十分に解決できない諸問題も SEZ 内部では実験的に一斉に解決し、全国にベストプラクティスを示すことが望まれる。

(3) 資金調達

RPJM 2010～2014 年策定時においては、SEZ は、開発・運業者を含む十分に民間の投資を魅了できる場所に設置することを想定していたため、SEZ をサポートする開発資金が政府内にて十分に計上されていない。そこで、開発地域が SEZ の場所に選定された場合、周辺インフラを整備するためブルーブックの改訂によりドナーの有償資金を借り入れるなど、政府資金の予算を計上する必要がある。また、同時に、国家審議会のメンバー構成からも分かるように、戦略検討は現段階ではほぼ官の独占状態になっており、民の意向が反映されづらい状況にある。このため、今後は民間の声を取り入れて官民連携スキームによる SEZ 開発を進めることにより、民間からの資金投入を容易にする仕組みを作る必要がある。

(4) モデルの構想

RPJM で明示されているとおり、SEZ は投資促進のための国家優先プロジェクトである。SEZ に投資を呼び込むには、ASEAN を超えて世界的なベストプラクティスを創出することをめざさなくては国際競争上の優位性は創出できないだろう。SEZ は 7 つのゾーンを含むことが想定されていて、また、開設される地域は経済的に優位な地域ばかりでなく、離島の低開発地域も含まれる見込みである。ということは、SEZ のモデルを構想するにはいくつかのパターン分けが必要となる。そして、その各パターンにおいてベストプラクティスを創出するには、世界的ないくつかのベストプラクティスから要素、要素を取り入れて組み合わせることによりモデルを構築していくことがふさわしい¹⁰。

¹⁰ 例えばロジスティックスのサービス面でのベストプラクティスをシンガポールやドバイから、SEZ のマネジメントのベストプラクティスをフィリピンの Philippine Economic Zone Authority (PEZA) から取り入れる、など。

第3章 実施細則（S/W）案

3-1 実施細則（S/W）の前提

S/W を締結する前提として以下3点を BKPM と合意した。

（1）国家審議会メンバーとの連携強化

S/W の内容は SEZ 法に示された国家審議会の業務の多くの領域について支援するものである。そのため、調査団による業務と並行して、国家審議会事務局内及びメンバー省庁内で並行して国家審議会に課せられた作業が行われることになる。そのため、調査団は国家審議会メンバーと常に連携協調して業務を進めることが必要である。調査開始時に、BKPM を中心に国家審議会メンバー（実施チーム及び事務局）を含む C/P チームが結成される予定である。

（2）既存の調査書の活用

CMEA は現在、国家審議会メンバー省庁で実施した関係する調査報告書を収集している。調査団は、調査開始時にこれらの既存の調査報告書を受け取り、活用することによって、重複する調査を実施しないように留意する。

（3）特定 SEZ の詳細計画調査は含まない

本調査の対象は全国レベルであり、特定 SEZ に関する開発計画は策定しない。そのため、要請時点で記載されていた「国家モデルとなる SEZ に関する評価及びフィージビリティ・スタディが実施される」という成果目標は削除して S/W を作成した。調査は、全国をいくつかのゾーン別・地域別のパターンにモデル化して、モデルごとの分析、提言を行うにとどめる。

3-2 実施細則（S/W）の内容

（1）調査の目的

「イ」国における SEZ 開発促進のための具体的政策・戦略が策定され SEZ 国家審議会でも活用される。

（2）調査対象地域

ジャカルタほか、主要地方都市の SEZ 候補地

（3）調査の内容

1) 投資先としての「イ」国の競争優位性と可能性をレビューする

調査のはじめに、以下の基本情報を収集して、SEZ 開発の指針を検討する。

- ・ 既存制度・組織に関する情報を整理する。
- ・ 投資動向の分析や投資家の要望のヒアリングにより、SEZ への投資を拡大する方策をさぐる。
- ・ 世界のベストプラクティスから「イ」国の SEZ に適用可能なモデルをさぐる。

2) SEZ 開発マスタープランへの各種提言をレポートに取りまとめる

この作業が最終アウトプットのメインレポートになる。SEZ 法に示されたマスタープラ

ン自体は国家審議会が作成するが、調査団は、その作成、あるいは、将来の改訂のために有益になる情報を収集・分析・提言し、レポートに取りまとめる。レポートには以下の項目を含める¹¹。

- ・競争優位性分析〔上述1)の作業による分析結果〕
- ・SEZ 選定基準の分析評価 (SEZ 選定基準自体は国家審議会が策定する)
- ・空間計画 (対外的・国内的接続性向上にかかわる空間計画との統合に留意して、全国レベルで配置されるべき SEZ 構想を特定の場所ではなく地域で示す)
- ・制度設計 (SEZ 開発運営を強化する組織のあり方に関する分析)
- ・法制度 (財務的・非財務的便益を強化させる法制度のあり方に関する分析)
- ・官民連携強化策
- ・環境社会上の配慮事項
- ・経済財務モデル (パターン別のシミュレーション)
- ・2019年までのビジョンとロードマップ
- ・各種提言

3) 既存の規則と2)の分析結果を踏まえた SEZ 開発ガイドラインを作成する

ガイドラインはメインレポートの別冊として取り扱われることを想定している。ガイドラインの主たる利用者は SEZ 開発を検討している投資家 (ディベロッパー、運営会社) である。ガイドラインには分析を含めず、結果を簡潔に示す。ガイドラインには以下の項目を含める¹²。

- ・SEZ 申請の選定基準
- ・必要なインフラ基準
- ・SEZ の場所の検証と開発
- ・ゾンプラン
- ・提供されるユーティリティー基準
- ・提供される商業サービス基準
- ・組織運営体制
- ・法制度
- ・住居地区
- ・福利厚生設備
- ・環境社会的配慮

4) BKPM 及び関係機関から成る SEZ マネジメントユニットの人材及び組織のキャパシティを強化する

開発調査の実施に並行し、今後の SEZ 整備を迅速に推進する目的から、「イ」国側関連機関の人材及び組織の能力強化を行う。実施にあたっては、調査業務における OJT (On-the-Job Training ; オンザジョブ・トレーニング) を基本とするものの、本邦もしくは第三国における研修や国内ワークショップの開催などを検討する。

¹¹ CMEA からレポートの目次案を受領しているため、実際の目次は案を参照して C/P チームと協議し、確認する。

¹² CMEA からガイドラインの目次案を受領しているため、実際の目次は案を参照して C/P チームと協議し、確認する。

5) マスタープラン及びガイドラインの内容に関する協議・提言セミナーを行う

前述のとおり、本調査は国家審議会メンバー並びにメンバー省庁と同時並行で実施しているため、最終アウトプットが出た時点だけではなく、中間時点（PR/R、IT/R 作成時点）でも報告・協議会を開催し、国家審議会と歩調を合わせる。

第4章 PCMワークショップ報告

4-1 概要

2010年7月4日にジャカルタのBKPM会議室にて国家審議会メンバー省庁を対象としてPCMワークショップを開催した。当ワークショップでは、「イ」国側からの要請及び現状に基づいて問題系図・目的系図を作成し、SEZ開発に関する課題及びニーズを確認するとともに、プロジェクト内容について関係者との合意形成を図った。

4-2 参加者

ワークショップには以下の各省庁から計18名が参加した。

- ・BKPM (6名)
- ・BAPPENAS (2名)
- ・税務総局 (4名)
- ・工業省 (1名)
- ・商業省 (1名)
- ・内務省 (3名)
- ・通信情報技術省 (1名)

4-3 内容

(1) PCMワークショップの説明

はじめにPCMワークショップの趣旨と方法を説明した。

(2) 問題分析

「イ」国は比較的投資が小さい」という中心問題から問題系図を作成した。作成段階で「イ」国の財務的便宜が小さい」という問題カードに対して、「イ」国の財務的便宜は十分である」という反論が起きた。そして「問題なのは、財務的便宜ではなくて、非財務的便宜である」という意見に参加者一同同調し、目的分析では非財務的便宜の向上に絞って目的系図が作成された。

(3) 目的分析

「イ」国への投資が増えた」という中心目的から目的系図を作成した。

(4) 目的系図上の目的カードに対する省庁の役割

目的系図を作成後、目的カードに対する各省庁の役割に参加者に確認したところ、表4-1のとおり非財務的便益の向上に対する各省庁の役割が整理された。

表 4-1 目的系図からみる目的・活動・関係省庁の一覧（PCM ワークショップの結果）

目的	主な活動	主たる関係省庁
政府が新規投資家に対して土地を確保する	政府が土地保有に関する法令を改訂する（値上がりを見越した投機的な土地の売買を防ぐ）	国土庁
インフラが開発される	インフラ開発を国家の最優先事業にする	BAPPENAS
	官民連携スキームを用いたインフラ開発の実施	BAPPENAS
	高速道路の開発	公共事業省
経済活動費用が引き下げられる	ロジスティック統合の調査を行う	CMEA、財務省、商業省ほか
	法規則の透明性を強化する	商業省ほか
	法規則の情報を Web で開示する	商業省ほか
	地方政府にライセンスを発効する権限を委譲する	商業省ほか
	法規則を簡略にする	商業省、内務省、BKPM ほか
	国家シングルウインドウサービスの提供	BKPM、内務省
	地方政府規則の調整	内務省、財務省
労働者の能力が向上される	職務訓練を国内外で行う	内務省、教育省
「イ」国への投資機会について周知する	投資家に情報を提供する	BKPM
	国内外で投資ミッションを実施する	BKPM

注) 本表は PCM ワークショップでの議論を取りまとめたものであり、包括的なリストではない。

(5) 目的系図上の目的カードに対する JICA 調査への期待

次に、目的系図を参照しながら JICA 調査に期待される分野を参加者に聞いたところ、以下の 5 分野について要望が聞かれた。

- ・投資家の目からみて目的系図全体のシナリオが本当に投資促進につながるかという全体的な戦略の提供
- ・周辺競争国と比較して「イ」国の投資先としての優位性を向上させるための全体戦略
- ・世界的なベストプラクティスから学ぶ「イ」国の SEZ のあり方に対する提言
- ・官民連携スキームの強化策の提案
- ・SEZ 開発に関係している政府関係者の能力強化支援

また、ワークショップ参加者はマスタープラン及び SEZ 選定基準の策定を急がなくてはならないため、早期に調査が開始されることを希望した。

(6) ワークショップの評価

最後に、参加者にワークショップの評価を問うたところ、以下のコメントがあった。

- ・投資促進に対する諸問題と対処方法に対する全体像が見えたことと、その全体像の中から各省庁の役割が把握できたことが有益であった。
- ・今回のワークショップは目的系図作成で終わっているため、機会があれば JICA 調査実施時にプロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix : PDM）作成まで学びたい。

4-4 成 果

本ワークショップは、以下3点において特に成果があったと考える。

- ・関係者に JICA 調査の趣旨を説明できた。
- ・調査に対する期待を確認し、要望項目を S/W 案の活動に取り入れた。
- ・SEZ 開発においては、財務的便宜を更に向上させるよりも非財務的便宜の向上を図る方がはるかに重要であるという意見を集約できた。また、非財務的には課題が多いという認識を関係者がもっていることを確認できた。

第5章 技術協力の協力内容と必要性

5-1 実施計画

5-1-1 基本計画

(1) 協力の目標（アウトカム）

1) 調査目標

「イ」国における SEZ 開発促進のための具体的政策・戦略が策定され国家開発審議会で活用される

(2) 調査概要

1) 投資先としての「イ」国の競争優位性と可能性をレビューする。

2) SEZ 開発マスタープランへの各種提言を行う。

3) 現状の規則・規制や分析結果を踏まえたガイドラインを作成する。

4) BKPM 及び関係機関から成る SEZ マネジメントユニットの人材及び組織のキャパシティ開発を行う。

5) 各種助言を行い、マスタープラン・ガイドラインの提言セミナーを行う。

(3) 投入（インプット）

1) 日本側（約 1.8 億円）

a) 調査団派遣

b) C/P 研修（本邦、第三国、及び／もしくは「イ」国内）

2) 「イ」国側

a) C/P（日本人専門家の C/P となる人員）配置及び人件費の確保

b) プロジェクト事務所（日本人専門家が勤務するための執務スペースの提供）

c) ローカルコスト

5-1-2 専門家の TOR

(1) 総括／投資促進

・ 調査団、調査計画、レポートの取りまとめ

・ 国際競争力を有し、投資促進に資する SEZ 構築のための総合的な政策・戦略の取りまとめ

・ SEZ 法で規定されている 7 つの区画（輸出加工、ロジスティック、工業、技術開発、観光、エネルギー、その他経済）それぞれの設計思想の確立

(2) 空間計画／インフラ／ユーティリティー

・ SEZ 設立の可能性のある地域とその地域的な特性の提示

・ SEZ 企業の活動をサポートする運輸、電力、通信、上下水道等の周辺インフラに関する提言

・ SEZ 企業に提供するユーティリティー（電力、通信、上下水道、排水処理設備等）に関するガイドラインの策定

(3) ゾーン計画

- ・ SEZ 法で規定されている 7 つの区画（輸出加工、ロジスティック、工業、技術開発、観光、エネルギー、その他経済）それぞれに必要なハード・ソフト要件の明示
- ・ SEZ のサイト開発手順の明示
- ・ サンプル用の 7 つの区画各々または組合せパターンのゾーン内構成の概略見取り図作成

(4) 制度設計

- ・ SEZ 国家審議会、SEZ 地方審議会メンバー省の役割分担の確認
- ・ 関連投資促進制度（FTZ、KAPET、保税地域、保税倉庫等）との制度的整合性の検討
- ・ 財務的優遇策の検討
- ・ 各種申請・税務手続き制度の効率化検討
- ・ 法制度の整備提案

(5) 共有設備／付加サービス

- ・ ゾーン内の共有設備の検討（会議設備、検査場、倉庫、汚物処理場等）
- ・ ゾーン内の企業サポートサービスの検討（銀行、宅配、駐車場等）
- ・ SEZ 企業職員をサポートする社会サービス環境の検討（レストラン、小売店、ホテル、住居、医療、レジャー設備等）

(6) 投資動向／経済財務分析

- ・ 国際的動向からみた投資可能性が高いセクター・地域の分析
- ・ SEZ の経済・財務分析のためのパターンモデルの作成
- ・ PPP（Public Private Partnership；官民連携）促進モデルの検討
- ・ SEZ パターンモデル別の SEZ 開発投資総額の予測
- ・ SEZ パターンモデル別の入居企業数・従業員数の予測
- ・ SEZ パターンモデル別の財務・経済分析

(7) 環境社会

- ・ 地域別・7 つの区画別の環境・社会配慮項目の検討
- ・ 想定し得る SEZ 企業の雇用者問題への対応策検討
- ・ 想定し得る SEZ 周辺住民問題への対応策検討
- ・ SEZ 企業の安全対策検討

5-2 調査日程、投入計画等

5-2-1 調査日程（案）

本案件の調査日程（案）は付属資料 3 のとおりである。

5-2-2 投入計画

本案件の投入計画は付属資料 2 のとおりである。

5-3 技術協力を行う妥当性

評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）の観点から事前評価を行った結果、以下の理由からプロジェクトの総合的な実施妥当性は高いと判断される。

5-3-1 妥当性

この案件は以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

(1) 新たな投資促進制度の必要性

「イ」国はASEANの人口の約4割を占める「イ」国は、GDPにおいてもASEAN全体の35%（2008年）を占め、ASEANトップの経済規模を誇る。しかしながら、投資のインフロー額と残高でみるとシンガポールとタイが圧倒的に強い。さらに、投資インフローの対GDP比率でみると、投資が回復した2004年以降も3%を上回ることはなく、投資受入の実績ではASEAN内で低位置についている。「イ」国には、KAPET、FTZ、保税地区などSEZと類似の制度があり、一部の地区でわずかな成功事例が確認できるものの、地域全体、あるいは、国家全体の投資を促進するような起爆剤にはなっていない。「イ」国の経済規模及び急速に成長している国内市場の大きさを勘案すると、投資を促進する新たな制度を構築することによって、「イ」国がASEAN内での投資先としての位置づけを高める可能性は高く、経済的な効果が期待できる。

(2) 国家優先政策との合致

ユドヨノ政権は、国全体の経済開発の加速化には投資促進が重要と考え、投資促進のための法制度並びに国家計画を整備している。その中で、SEZは投資促進の重要なツールとして認識されている。まず、SEZの設立は2007年の新投資法からうたわれていて、新経済政策パッケージ2008でも明記されている。さらに、RPJM 2010～2014年にも、11の国家優先プログラムの第7項目にSEZの開発が記されている。さらに、SEZ開発を具体化するべく、現在までにSEZ開発にかかわる法令が4本発布され、SEZ国家審議会の発足などSEZ構築の制度上の骨格が定められた（経済担当調整大臣令2009年16号、SEZ法2009年39号、大統領規程2010年33号、大統領令2010年8号）。このように、SEZの設立による投資促進シナリオは、優先政策として広く関係省庁に認知されている。

(3) わが国の援助計画との合致

国別援助計画では、わが国は「イ」国政府がめざす「民間主導の持続的な成長」の実現を支援することを明示していて、投資環境改善のための経済インフラ整備の構築支援を項目に挙げている。本マスタープラン（M/P）は、この国別援助計画に合致するものと考えられる。

5-3-2 有効性

この案件は以下の理由から有効性が見込まれる。

(1) 横断的な視点から構築する政策・戦略

上記のとおり、SEZ 開発のための骨格は法令と RPJM にて示されているものの、その具体的な内容についてはこれから国家審議会が検討する段階である。SEZ 開発は国家審議会のステアリングチームに 10 省庁が参加している大型プロジェクトのため、横断的な視点で分析・提言する本協力案件は、国家審議会が具体的政策・戦略を提言するための重要な役割を果たすと考えられる。

(2) 投資家の視点に立った設計

本協力案件では調査のはじめに投資先としての「イ」国の競争優位性と可能性を分析する。さらに、「イ」国の投資先としての競争優位性を高めるために、グローバルなベストプラクティスを学び、「イ」国の SEZ にモデル化する。この過程で調査団は投資家の視点に立った SEZ のあり方を検討することになる。投資家の視点に立った SEZ 開発は SEZ の成功のために重要なファクターであり、政治的な視点から制度設計された KAPET の弱みを乗り越える設計を可能とする。

(3) 実用的なガイドラインの作成

本協力案件では、SEZ のディベロッパーを主たる利用対象とした SEZ ガイドラインが作成される。このガイドラインは、全国レベルで SEZ の開発を加速化するために関係者に SEZ の内容を周知してもらうために実用的なツールとして、ディベロッパーだけでなく国家審議会が活用しやすいアウトプットになることが期待される。

(4) 関係機関への政策・戦略の周知

地方分権化が進んでいる「イ」国では、中央政府が策定した政策・戦略が地方政府に十分に理解されないがゆえに、効果的な実施を困難とするケースが多い。そこで、本協力案件では、関係機関の理解・周知を促すセミナーを、最終時点だけでなく中間時にも開催し、提言内容を地方政府を含む関係者に広く認識してもらい、国家審議会による SEZ 開発を支援する。また、国内研修・第三国視察には必要に応じて SEZ の指定地となる地方政府の関係者も対象に含み、政策・戦略の周知に努める。

5-3-3 効率性

この案件は以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

(1) 日本人専門家の知識・ネットワークの活用

国家審議会メンバー省庁は、JICA が SEZ にかかわる協力事業を多くの国で実施してきたことを評価し、そこから得た知識と教訓を「イ」国の SEZ 開発のための政策・戦略提言に役立てることを期待している。また、「イ」国への主要な投資元である日本人としてのネットワークを生かして、日系企業を中心とする投資家からの要望を考慮した分析を行うことが期待されている。さらに、ともすると政治的な視点で議論が進むおそれのある SEZ 開発に対して、投資家の立場から戦略検討に参加することは、場所の選定や総合的な便益で投資家を十分に魅了できなかった KAPET の失敗を繰り返さないためにも有益であろう。

このように、本協力事業に日本人専門家を投入することは比較優位性があると考えられる。

(2) 世銀・IFC との協調

SEZ 開発に直接関連する支援は、国際金融公社（International Finance Corporation : IFC）が 2009 年にアドバイザーサービスとして各国で蓄積した SEZ 開発の経験を基に「イ」国政府に助言を行っていた。しかしながら、同プロジェクトは終了し、今後の協力に関する具体的な計画はない。また、2010 年後半から世界銀行がアドバイザーサービスとして「イ」国政府に対して国内・海外との接続性（コネクティビティー）を強化するためのインフラ構築の検討協議を行っている。SEZ は、接続性強化のシナリオづくりの一つの重要な要素になると考えられる。このように、本案件は他ドナー機関との重複はなく、世銀・IFC をはじめとする他支援機関と協調することにより互いの業務の相乗効果が高められることが期待される。

5-3-4 インパクト

この案件のインパクトは以下のように予測できる。

(1) SEZ の開発を通じた投資促進効果

SEZ 開発は指定地の認定後に地方での制度構築、ゾーン開発、入居企業呼び込み、入居企業の活動という長いプロセスを経て経済効果が具現する。そのため、本案件で具体的な投資促進効果を確認するタイミングとして 2019 年を想定する。調査団は、2019 年をターゲット年としてビジョンとロードマップを示す。

(2) 接続性強化戦略と統合した経済連携効果の創出

「イ」国では現在国内及び海外との接続性を強化するための戦略を策定している。そのシナリオの中で SEZ が配置されることにより、SEZ 内にとどまらず SEZ の周辺地域に対しての経済連携効果が創出されることが期待される。本協力案件では SEZ の具体的な特定の場所の選定は調査内容に含まないが、SEZ 外の経済活動との連携を誘発しやすい空間的な立地と経済開発シナリオをモデルの中で示す。

(3) 国家空間計画と統合した環境に配慮した SEZ の開発

SEZ 法では SEZ には 7 つに区分された区画（輸出加工、ロジスティック、工業、技術開発、観光、エネルギー、その他経済）が示されている。本協力案件ではその区画の活動の性格に応じた環境配慮と国家空間計画に統合された SEZ の場所の選定基準に関する提言を行うことにより、環境に優しい SEZ の開発のための政策・戦略を示す。

(4) 周辺住民と協調する SEZ の運営

「イ」国の大企業の集積地帯（工業団地等）は、とかく、雇用や道路使用の問題などから周辺住民とのトラブルに遭遇しがちである。本協力事業では、既存の工業団地等の運営会社からのヒアリング情報を基に、発生し得るこうした社会問題をリスク情報として認知して、緩和のための一般的な指針を示す。

5-3-5 自立発展性

以下のとおり、本案件による効果は、相手国政府及び民間企業の参加によりプロジェクト終了後も継続されるものと見込まれる。

(1) 国家審議会メンバー省庁の意欲的な協力姿勢

「妥当性」の項目で記述したとおり、SEZの開発はユドヨノ政権におけるプライオリティープロジェクトとして位置づけられている。国家審議会メンバー省庁は過去に類似の制度である KAPET が期待されていた効果を具現していないことを教訓に、SEZ 開発を成功させるための制度設計に高い意欲を示している。また、本協力案件に対しても「効率性」項目に記述したとおり、日本人専門家の知識・ネットワークを活用した SEZ 開発への政策・戦略へのインプットに高い期待を抱いている。このような関係省庁の意欲的な協力姿勢にかんがみて、本協力案件はメンバー省庁との良好なパートナーシップの下に調査を実施し、調査終了後は「イ」国政府の自主的な努力により政策が継続実施されることが期待される。

(2) 民間投資の活用

2004 年以降「イ」国へは国内市場をねらった投資が伸びており、今後飛躍的に伸びるポテンシャルを有している。投資家の期待に沿う魅力的な SEZ の制度設計が行われれば、民間投資による開発運営が進むことが期待される。SEZ の具体的内容が決まっていない現時点では、民間企業は投資可能性の判断をしかねているが、本協力事業で投資家を魅了する制度設計を行うことにより、民間のディベロッパー・運営会社からの投資を呼び込む。同時に、民間企業は SEZ 内のみならず SEZ をサポートする周辺インフラ（港湾等）への投資にも関心をもっていることから、民間投資の活用が期待される。

(3) 有償開発協力資金活用の可能性

公的資金の投入については、今後の SEZ 開発の計画進展に従い具体的な予算項目を見極め、民間投資が期待されない分野については政府資金の予算が計上されなくてはならない。現在のブルーブックには SEZ 開発関連のプロジェクトがリストされていないが、ブルーブック改訂時に SEZ の周辺インフラの整備など必要なプロジェクトが掲載され、有償資金協力の対象になる可能性がある。

第6章 団長所感

「イ」国は、中国、インド、米国に次ぐ世界第4位の人口2億2千万人を抱えており、鉱物・農水産物などの天然資源にも恵まれているため、労働力・原材料の調達の観点からも潜在成長力の高いマーケットとして、企業の投資・進出先としての注目度が高かった。1990年代後半のアジア経済危機の前までは、ASEAN諸国の中では、「イ」国とタイが日本企業の最大の投資先となっていた。

しかし、2000年以降、中国のWTO加盟を契機とした日系企業による中国進出ブームと自動車産業の企業進出の蓄積によって形成された産業集積を活用する形でのタイへの日系企業の進出、中国一國依存を回避する意味でのチャイナ・プラス・ワンとしてのベトナム進出ブームがある中で、日系企業のインドネシア新規投資は、それほど活発なものとはいえなかった。

これは、「イ」国が1988年にKAPET、2006年にKEK、さらにはKA並びにFTZを制定して外国企業の「イ」国への誘致を促してきたにもかかわらず、これらゾーニングが他のアジア諸国が設置・運営しているSEZと比較しても魅力のあるものとはなっていないことが背景にあるものと思われる。

現在アジア各国においては、外資を誘致しながら、国内経済の開発を積極的に進めている。インドの事例をみると、例えば、①法人税の5年間100%免除、その後5年間は50%免除、②その他の税制上のインセンティブ（関税、物品税、サービス税、VAT）の供与が行われ、積極的な外資誘致が行われている。「イ」国においてもSEZを設置する際には、それなりのインセンティブ供与が必要なものと思える。

「イ」国の投資環境に関して、ジャカルタ進出日系企業の代表を訪問したところ、①インフラ（道路、鉄道、港湾）が未整備で物流コストが高いこと、②各種行政手続きの遅延と不透明な運用が進出企業にとっての問題点として指摘された。SEZについては法律の制定された後に期待はしたが、その後の進捗状況が全く見えていないとのこと。

また、目下の日系企業の最大の関心事は、本国のロイヤルティーの支払いに関係する移転価格制度の問題で、国税当局による税務調査が頻繁に行われ、追徴課税されるというもの。「イ」国政府は法人税の引き下げ（08年30%→09年28%）を行ってはいるものの、実際には国税当局は税収増を目標としているため、頻繁な税務調査を実施され、実質的な増税問題が生じている状況にある。

今回の調査においては、本件の要請元であるBKPMほか関係省庁、日系企業関係者、日系工業団地等の調査を行うとともに、関係する政策・制度面にかかわる課題及びニーズの確認調査を行い、SEZに関するマスタープラン及びガイドラインの作成にかかわる協力内容及び実施時期等についてBKPMとの間で仮合意を行い、議事録に署名をすることができた。

SEZ開発の目的について、「イ」国内の地域間格差是正を目的とした地域開発が主目的との印象を得たが、BKPM及びCMEAによれば、基本的にはジャワ島及び離島の各地域において新規に開発される経済地区が対象となるとのこと。

今後S/Wの署名後、JICAによる具体的な協力が開始されることになるが、「イ」国政府が本腰を入れてSEZ開発を行い、外国企業を誘致し、国内経済開発を行うのであれば、「イ」国において投資回復の阻害要因となっている投資環境上の問題点を明らかにし、他のアジア諸国に比して、より魅力的な投資環境をSEZにより提供することが必要となる。

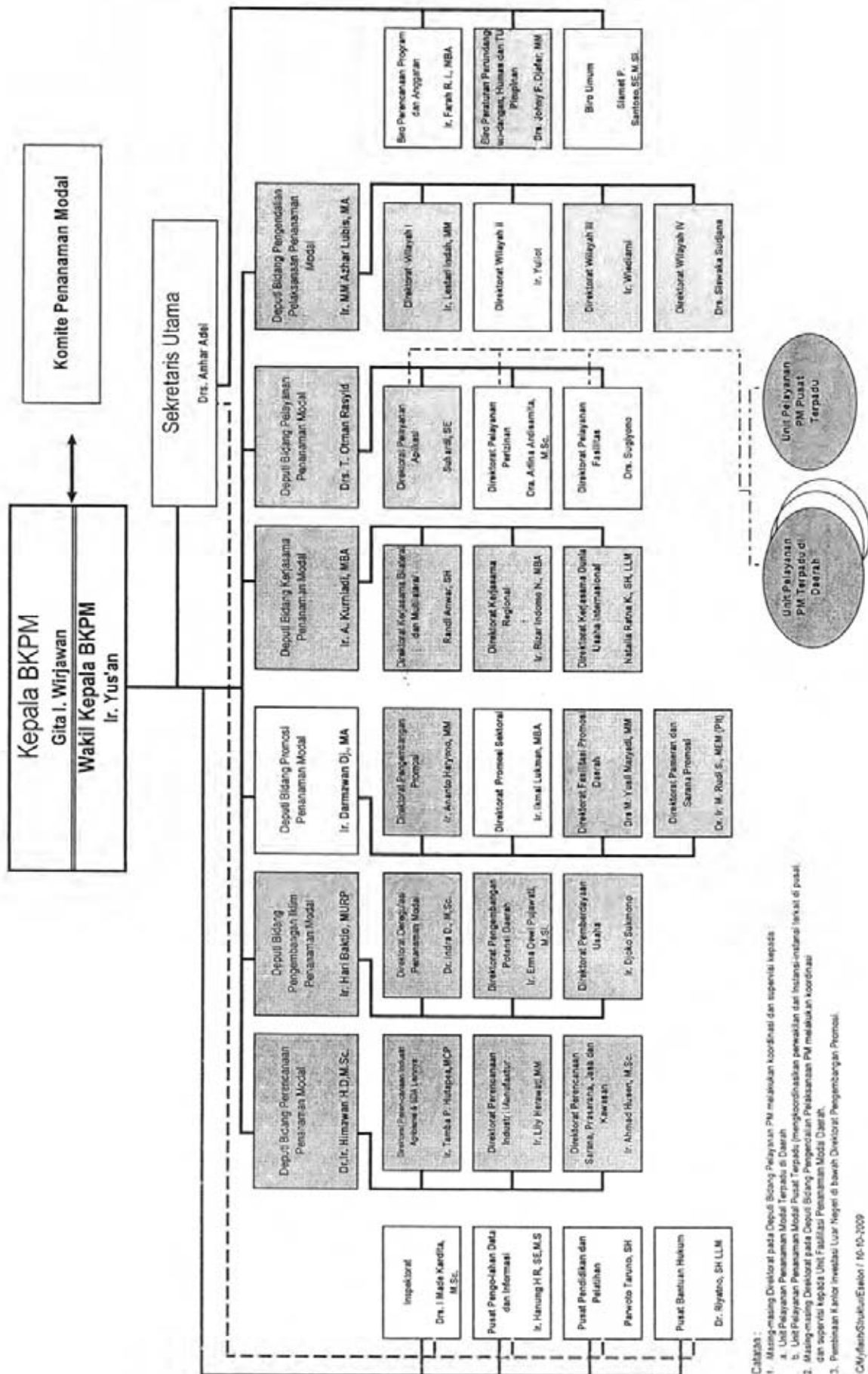
従来の KAPET での失敗を繰り返さないためにも、投資誘致戦略の再構築を進めるに際して、他国の経験から得られる教訓は多いと考えられる。本件分野におけるノウハウの蓄積がある JICA が果たす役割は重要なものとする。

また、SEZ 開発による「イ」国側の日系企業による投資拡大への期待も大きい。このため、本邦企業にとっても魅力のある SEZ となるよう、本マスタープラン及びガイドライン策定のための支援においては、日系企業との頻繁な情報交換も必要なものとする。

付 属 資 料

1. C/P 機関組織図
2. 投入計画
3. M/M
4. 職務記述書
5. 事業事前評価表
6. 参考資料リスト
7. S/W
8. PCM 問題系図・目的系図

STRUKTUR ORGANISASI BKPM



Catatan:

- Masing-masing Direktorat pada Deputi Bidang Pelayanan PM melakukan koordinasi dan esensial kepada:
 - Unit Pelayanan Penanaman Modal Terpadu di Daerah
 - Unit Pelayanan Penanaman Modal Pusat Terpadu (mengkoordinasikan pelaksanaan dari instansi instansi lain di pusat)
- Masing-masing Direktorat pada Deputi Bidang Pengembangan KIRP Penanaman Modal melakukan koordinasi dan esensial kepada Unit Fasilitas Penanaman Modal Daerah.
- Pembinaan Karier Investasi Luar Negeri di bawah Direktorat Pengembangan Promosi.

CM/flash/Struktur/Email/16-10-2009

MINUTES OF MEETINGS
ON
"SEZ DEVELOPMENT MASTER PLAN SURVEY"
IN
THE REPUBLIC OF INDONESIA

AGREED UPON BETWEEN
INVESTMENT COORDINATING BOARD (BKPM)
AND
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

The Japanese Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") for Special Economic Zone (SEZ) Development Master Plan Survey (hereinafter referred to as "the Survey"), organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") headed by Mr. Kazuhiko AKASHI, Senior Advisor to the Director General of Industrial Development Department, JICA, visited the Republic of Indonesia from 4th to 16th July, 2010, in order to assess the feasibility of the proposed scope of work of the Survey as well as to clarify the background and concept.

During its stay in Indonesia, the Team exchanged views and had a series of discussions with Investment Coordinating Board (BKPM) ("hereinafter referred to as "BKPM"), the Government of Indonesia, and other Indonesian authorities concerned.

As a result of the discussions, both sides reached a common understanding concerning the matters referred to in the document attached hereto.

Jakarta, 15th July, 2010



Mr. Kazuhiko Akashi
Team Leader
Detailed Planning Survey Team
Japan International Cooperation
Agency
Japan



Mr. Himawan Hariyoga
Deputy Chairman for Investment
Planning
Investment Coordinating Board
(BKPM)
Republic of Indonesia

ATTACHED DOCUMENTS

1. Objective of the Survey

The original request of Government of Indonesia consists of nine (9) items,

- (1) Formulation of SEZ Development Master Plan
- (2) Formulation of SEZ Development Guideline
- (3) Formulation of drafts of screening criteria for application of designated of SEZ
- (4) Public information and socialization about SEZ Development Guideline
- (5) Counterpart training in Japan
- (6) Evaluation and feasibility study of the National Model SEZ
- (7) Training and human resource development to support establishment of effective SEZ
- (8) Facilitation, public relations and social activities for promotion of investment
- (9) Facilitation for development of other proposed SEZ.

However, the Team and the Indonesian side have agreed that some of above items shall be undertaken by the initiatives of the SEZ National Council and that the topics of the Survey shall cover following five (5) items.

- (1) Formulation of SEZ Development Master Plan
- (2) Formulation of SEZ Development Guideline
- (3) Public information and socialization about SEZ Development Guideline
- (4) Counterpart training in Japan
- (5) Training and human resource development to support establishment of effective SEZ

As for item (1) above, the SEZ Master Plan shall be prepared by the initiatives of the SEZ National Council, and the Survey shall provide inputs to the Master Plan to enrich its policies and strategies.

2. Scope of Work

Both sides cooperated drafting the Scope of Work as in the ANNEX. In undertaking the Survey, existing studies shall be utilized in order to avoid duplication of the work.



3. Understanding of Draft of Scope of Work

Both sides confirmed the following on the contents of Scope of Work as mentioned below:

- (1) The implementation of the Survey shall be initiated as subject to item 5 of this document.
- (2) Referring to item 3 of Scope of Work, the Survey area shall cover the entire Indonesia.

4. Understanding of Undertaking

(1) Referring to item 8(3) in Scope of Work, BKPM in collaboration with other related ministries shall set up the counterpart team at the initiation of the Survey so that smooth communication with the SEZ National Council can be realized.

(2) Referring to item 8(4) in Scope of Work, the office space of the Survey shall be provided in the counterpart building(s) in Jakarta.

5. Procedures before implementation

Both sides confirmed the following necessary procedures before the implementation of the Survey for each side:

- (1) Internal approval of JICA for project identification
- (2) Official exchange of Note Verbal between both government
- (3) Confirming and signing the final version of the Scope of Work by representatives of both sides

ANNEX DRAFT SCOPE OF WORK (S/W)

APPENDIX TENTATIVE SCHEDULE



LIST OF ATTENDANTS

<Indonesian Side>

Investment Coordinating Board (BKPM)

Mr. Himawan Hariyoga, Deputy Chairman for Investment Planning

Mr. Ahmad Husen, Director, Directorate of Infrastructure, Services
and Zone Planning

Ms. Suci Wahyuningsih, Division Head for Economic Zones, Directorate
of Infrastructure, Services and Zone Planning

<Japanese Side>

The Japanese Detailed Planning Survey Team

Mr. AKASHI Kazuhiko, Team Leader

Mr. YAGI Tetsu, Investment Promotion

Mr. IIDA Manabu, Cooperation Planning

Ms. ISHIWATA Ayako, Evaluation Analysis

Mr. KURODA Ryuji, Total Coordination



<DRAFT>

SCOPE OF WORK

FOR

SEZ DEVELOPMENT MASTER PLAN SURVEY IN INDONESIA

AGREED UPON BETWEEN

INVESTMENT COORDINATING BOARD (BKPM)

AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

JAKARTA, INDONESIA

DATE

Mr.
Chief Representative,
JICA Indonesia Office
Japan International Cooperation
Agency
Japan

Mr. Himawan Hariyoga
Deputy Chairman for Investment
Planning
Investment Coordinating Board
(BKPM)
Republic of Indonesia



1. Introduction

In response to the request of the Government of Republic of Indonesia (hereinafter referred to as "the Government of Indonesia"), the Government of Japan decided to conduct "SEZ Development Master Plan Survey" (hereinafter referred to as "the Survey"), in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Accordingly, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programs of the Government of Japan, will dispatch a team (hereinafter referred to as "Team") which undertakes the Survey in close cooperation with Investment Coordinating Board (BKPM) (hereinafter referred to as "BKPM") and other authorities concerned of the Government of Indonesia.

The present document sets forth the scope of work with regard to the Survey.

2. Object of the Survey

The Survey aims at providing recommendations on policies and strategies for promoting Special Economic Zone (SEZ) in Indonesia to be utilized by the SEZ National Council.

3. Study Area

The Survey shall cover the entire Indonesia with focus on Jakarta and local cities approved or proposed to be SEZ in Indonesia.

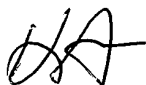
4. Scope of the Survey

In order to achieve the above-mentioned objectives, the Survey will cover the following items:

- 1) Assessment of Indonesian competitiveness and potentials as an



- investment destination considering the following topics
- Collection of data and information and overall analysis on investment promotion measures including KA, KAPET, EPZ, KTI and FTZ in Indonesia
 - Analysis on investment related regulations including Law for SEZ (Special Economic Zone), KA, KAPET, EPZ, KTI and FTZ in Indonesia
 - Identify the role of each member ministry/agency in the SEZ National Council and the SEZ Local Council
 - Analysis on investment trends by the foreign companies, especially by the Japanese investors, operating in ASEAN countries
 - Collection and analysis on global best practices of SEZ
- 2) Formulating a report as inputs to the SEZ Development Master Plan, which includes following topics
- Competitiveness analysis as undertaken in item 4 1)
 - Reviewing the screening criteria drafted by the SEZ National Council
 - Spatial planning
 - Institutional settings
 - Regulatory framework
 - Promotion of Public Private Partnership
 - Environmental and social consideration
 - Economic and financial modeling
 - Vision and roadmap up to Year 2019
 - Recommendations
- 3) Compiling SEZ Development Guideline utilizing existing regulations and results of analysis from item 4 2) on the following topics
- Screening criteria for SEZ applications
 - Infrastructural availability
 - Site assessment and development



- Zoning plan
 - Utility provision
 - Commercial services
 - Institutional settings
 - Regulatory settings
 - Residential area
 - Welfare facilities
 - Environmental and social consideration
- 4) Development of human resources and capacity of SEZ Management unit of BKPM and other related organizations
- Counterpart training in Japan and/or third country
 - Workshops
- 5) Consultation and dissemination seminars

5. Schedule of the Survey

The Survey will be carried out in accordance with Tentative Schedule attached as APPENDIX. Duration of the Survey will be approximately 19 months.

6. Reports

JICA will prepare and submit the following reports in English to the Government of Indonesia.

(1) Inception Report (IC/R)

Ten (20) copies

(2) Progress Report (P/R)

Ten (20) copies

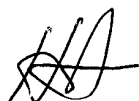
(3) Interim Report (IT/R)

Ten (20) copies

(4) Draft Final Report (DF/R)

Twenty (30) copies

The Government of Indonesia shall present its comments to JICA within one month of receipt of the Draft Final Report.



(5) Final Report and Summary (F/R)

Thirty (50) copies

7. Undertakings of the Government of Indonesia

- (1) In order to facilitate the smooth conduct of the Survey, the Government of Indonesia shall take necessary measures:
 - a) to permit the members of the Team to enter, leave and sojourn in Indonesia for the duration of their assignment therein, and exempt the members of the Team from foreign registration requirements and consular fees;
 - b) to exempt the members of the Team from taxes, duties and any other charges on equipment, vehicle and other materials brought into and out of Indonesia for the conduct of the Survey;
 - c) to exempt the members of the Team from income taxes and charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to the members of the Team for their services in connection with the implementation of the Survey;
 - d) to provide necessary facilities to the Team for remittances as well as for the utilization of funds introduced into Indonesia from Japan in connection with the implementation of the Survey;
 - e) to facilitate prompt clearance through customs and inland transportation of equipment, materials and supplies required for the Survey and of the personal effects of members of the Team.

- (2) The Government of Indonesia shall bear claims, if any arises, against the members of the Team resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their duties, except when such claims arise from gross



negligence or willful misconduct on the part of the member of the Team.

- (3) BKPM shall be the responsible agency for the Survey, and also be the coordination body in dealings with the other governmental and non-governmental organizations concerned for the smooth implementation of the Survey.
- (4) At the expense of the Government of Indonesia, BKPM in cooperation with other concerned organizations shall provide the Team with the following.
 - a) security-related information on as well as measure to ensure the safety of the Japanese survey team,
 - b) information on as well as support in obtaining medical services,
 - c) available data and information related to the survey,
 - d) counterpart personnel,
 - e) suitable office space with necessary equipment and facilities in Jakarta,
 - f) credentials or identification cards, and
 - g) Communication facilities such as telephone, facsimile, e-Mail etc, if necessary.

8. Consultation

JICA and BKPM will consult with each other in respect of any matter that may arise from or in connection with the Survey.



4. 職務記述書

職務記述書

担 当	職務内容
1) 総括/投資促進	<ul style="list-style-type: none"> 調査団、調査計画、レポートの取りまとめ 国際競争力を有し、投資促進に資する SEZ 構築のための総合的な政策・戦略取りまとめ SEZ 法で規定されている 7つの区画（輸出加工、ロジスティック、工業、技術開発、観光、エネルギー、その他経済）それぞれの設計思想の確立
2) 空間計画/インフラ/ユティリティー	<ul style="list-style-type: none"> SEZ の設立可能性のある地域とその地域的な特性の提示 SEZ 企業の活動をサポートする運輸、電力、通信、上下水道等の周辺インフラに関する提言 SEZ 企業に提供するユティリティー（電力、通信、上下水道、排水処理設備等）に関するガイドラインの策定
3) ゾーン計画	<ul style="list-style-type: none"> SEZ 法で規定されている 7つの区画（輸出加工、ロジスティック、工業、技術開発、観光、エネルギー、その他経済）それぞれに必要なハード・ソフト要件の明示 SEZ のサイト開発手順の明示 サンプル用の 7つの区画各々または組合せパターンの中のゾーン内構成の概略見取り図作成
4) 制度設計	<ul style="list-style-type: none"> SEZ 国家審議会、SEZ 地方審議会メンバー省の役割分担の確認 関連投資促進制度（FTZ、KAPET、保税地域、保税倉庫等）との制度的整合性の検討 財政的優遇策の検討 各種申請・税務手続き制度の効率化検討 法制度の整備提案
5) 共有設備/付加サービス	<ul style="list-style-type: none"> ゾーン内の共有設備の検討（会議設備、検査場、倉庫、汚物処理場等） ゾーン内の企業サポートサービスの検討（銀行、宅配、駐車場等） SEZ 企業職員をサポートする社会サービス環境の検討（レストラン、小売店、ホテル、住居、医療、レジャー設備等）
6) 投資動向/経済財務分析	<ul style="list-style-type: none"> 国際的動向からみた投資可能性が高いセクター・地域の分析 SEZ の経済・財務分析のためのパターンモデルの作成 PPP 促進モデルの検討 SEZ パターンモデル別の SEZ 開発投資総額の予測 SEZ パターンモデル別の入居企業数・従業員数の予測 SEZ パターンモデル別の財務・経済分析
7) 環境社会	<ul style="list-style-type: none"> 地域別・7つの区画別の環境・社会配慮項目の検討 想定し得る SEZ 企業の雇用者問題への対応策検討 想定し得る SEZ 周辺住民問題への対応策検討 SEZ 企業の安全対策検討

5. 事業事前評価表

事業事前評価表（開発計画調査型技術協力）

1. 案件名
インドネシア共和国 経済特別地域（SEZ）開発マスタープラン
2. 協力概要
<p>(1) 事業の目的</p> <p>インドネシア共和国（以下、「イ」国と記す）における経済特別地域（SEZ）開発促進のための具体的政策・戦略が策定され SEZ 国家審議会で活用される。</p> <p>※SEZ 国家審議会が国際競争力のある SEZ の建設を推進するためのノウハウとして活用</p> <p>(2) 調査期間</p> <p>2010 年 12 月から 2012 年 6 月(19 カ月)</p> <p>(3) 総調査費用 1.8 億円</p> <p>(4) 協力相手先機関</p> <p>投資調整庁（BKPM）が主たるカウンターパート（C/P）となり、SEZ 国家審議会メンバー機関を横断的に含んだ C/P チームを結成する。</p> <p>(5) 計画の対象（対象分野、対象規模等）</p> <p>1) 対象分野 投資促進（経済特別地域開発）</p> <p>2) 対象地域 SEZ の開発が見込まれる「イ」国全土の都市</p> <p>3) 技術移転の対象</p> <p>投資促進庁（BKPM）及び SEZ 国家審議会並びに SEZ 地方審議会メンバー機関</p>
3. 協力の必要性・位置づけ
<p>(1) 現状及び問題点</p> <p>「イ」国では、民間企業による一層の投資拡大を通じて産業競争力を強化し、地域経済格差を是正することが中長期的な重要課題である。投資先としての「イ」国は、インド、ベトナム、中国等の周辺諸国との外貨獲得競争にさらされており、「イ」国政府はインフラ整備、新投資法の制定、SEZ に関する法令の制定、許認可行政の効率化等の取り組みを通じて投資環境整備を図り、投資促進をめざしている。わが国は産業開発セクターにおいてさまざまな案件を実施してきているものの、海外からの直接投資を呼び込むためには SEZ のような産業集積地の形成は必須であり、複数プロジェクトが並行的に実施されることから総合的な効果を発言することが見込まれる。</p> <p>そんな中、2009 年に SEZ 法が制定され、SEZ 国家審議会が SEZ の総合的政策と戦略を構築することとなった。SEZ 国家審議会の実施部隊であるステアリングチームは経済関係調整大臣府（CMEA）大臣が議長となり、本調査の C/P 機関となる BKPM と他の 8 省（財務省、商業省、工業省、内務省、公共事業省、運輸省、労働移住省、国家開発企画庁）がメンバーとなっている。2010 年 7 月時点で、SEZ 国家審議会は地方政府等からすでに 48 件の開発候補地への申請を受けている。そのため、SEZ 国家審議会は、早急に SEZ 開発マスタープラン（M/P）を策定して、SEZ 候補地の審査基準を定めることをめざしている。</p> <p>M/P の策定にあたっては、自由貿易地域（FTZ）、経済統合開発地域（KAPET）、保税地区等の既存の制度との関係を整理し、他国における SEZ の成功事例の分析から得られる教訓を参考にして実効性の高い制度を築く必要があるが、国家審議会には M/P を作成した知見と経験が不足しており、独自に M/P を作成することができない。</p> <p>また、M/P を作成せず SEZ を設立していくことは、政府側においては適切な設立マネジメントを行えないといった問題を発生するのみならず、SEZ 設立をめざす地方自治体や民間セクターにとってはどのような SEZ を提案すべきかの判断材料がないことになるため、M/P の作成は必須といえる。</p>

こうした背景から、BKPM は、各国で SEZ の構築支援の経験があるわが国に協力を要請した。

(2) 相手国政府国家政策上の位置づけ

中期開発計画 (RPJM) 2010 -2014 年では、SEZ の開発を国家優先開発項目の第 7 項目にて明示し、SEZ 開発を国家経済成長の柱にすることをコミットしている (具体的には、2012 年までに少なくとも 5 カ所の SEZ を官民連携スキームで開発することを規定)。また、RPJM の実施計画表では、SEZ 国家審議会メンバー機関が担当する法制度の制定計画を示している。この RPJM に明示された政策の実施を促進するべく、現在までに SEZ 開発にかかわる 4 法令が發布され、SEZ 国家審議会の発足など SEZ 構築の制度上の骨格が定められた。

(3) 他国機関の関連事業との整合性

SEZ 開発に直接関連する支援は、国際金融公社 (IFC) が 2009 年にアドバイザーサービスとして各国で蓄積した SEZ 開発の経験を基に「イ」国政府に助言を行っていた。しかしながら、同プロジェクトは終了し、今後の協力に関する具体的な計画はない。

また、2010 年後半から世界銀行がアドバイザーサービスとして「イ」国政府に対して国内・海外との接続性 (コネクティビティー) を強化するためのインフラ構築の検討協議を行っている。SEZ は、接続性強化のシナリオづくりの一つの重要な要素になると考えられる。

(4) わが国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

2004 年策定の国別援助計画では、わが国は「イ」国政府がめざす「民間主導の持続的な成長」の実現を支援することを重点分野としており、投資環境改善のための経済インフラ整備の構築支援を項目に挙げている。本 M/P は、この国別援助計画に合致するものと考えられる。

4. 協力の枠組み

(1) 調査項目

1) 投資先としての「イ」国の競争優位性と可能性のレビュー

- i. 「イ」国の自由貿易地域 (FTZ)、経済統合開発地域 (KAPET)、先進経済区域 (KA)、保税地区等の既存の投資促進制度に関する情報収集
- ii. 「イ」国の自由貿易地域 (FTZ)、経済統合開発地域 (KAPET)、先進経済区域 (KA)、保税地区等の既存の投資促進制度と SEZ の制度の法制度上の関係を整理
- iii. SEZ 国家審議会及び SEZ 地方審議会に参加する各メンバー機関の役割の確認
- iv. 日系企業をはじめとする外資系企業による ASEAN での投資動向を分析
- v. 世界における SEZ のベストプラクティスの分析

2) SEZ 開発 M/P への各種提言項目を含むレポートの作成

- i. 「イ」国の競争優位性分析
- ii. SEZ 国家審議会が作成した SEZ 候補地の選定基準のレビュー
- iii. 空間計画
- iv. 制度計画
- v. 官民連携促進方法
- vi. 戦略的環境アセスメント (SEA) を踏まえた環境社会配慮 (関係者とのステークホルダー協議を含む)
- vii. 経済財務分析モデル
- viii. 2019 年における SEZ 開発ビジョンとロードマップ

3) 現状の規則・規制と SEZ 開発ガイドラインの作成

- i. SEZ 候補地の選定基準
- ii. インフラストラクチャー条件
- iii. 土地の選定と開発

<ul style="list-style-type: none"> iv. ゾーン計画 v. ユーティリティー条件 vi. 商業サービス vii. 制度設計 viii. 法規則整備 ix. 居住環境 x. 厚生施設 xi. 環境社会配慮 (SEA を含む) <p>4) BKPM 及び関係機関から成る SEZ 事務局の人材及び組織のキャパシティ開発</p> <ul style="list-style-type: none"> i. SEZ 国家審議会メンバーを対象とした本邦研修 ii. SEZ 国家審議会メンバー/SEZ 地方審議会メンバーを対象とした第三国への SEZ ベストプラクティス視察 iii. 国内ワークショップ <p>5) M/P・ガイドラインの提言の内容を協議・周知するセミナーの開催</p> <p>※当初の SEZ 開設地域選定については、政治的な意向が強いため、ジャワ島以外における貧困削減の視点のみによる場所の選定になる可能性がある。しかしながら、政治的に決定される予定の2カ所程度の SEZ を除き、SEZ 国家審議会は競争力分析に基づく SEZ 候補地の選定を行いたい意向である。そこで、調査団は 2019 年をターゲット年として、SEZ 国家審議会が中期に活用できる政策・戦略を提言する。</p> <p>(2) アウトプット (成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) SEZ M/P のための政策戦略提言及び SEZ ガイドラインの国家審議会メンバー機関へ提言 <ul style="list-style-type: none"> ・投資先としての「イ」国の競争優位性と可能性が分析・明示 ・SEZ 開発 M/P への各種政策・戦略が提言 ・SEZ のディベロッパーを主たる利用対象とした SEZ ガイドラインが作成 2) BKPM 及び関係機関から成る SEZ マネジメントユニットの人材及び組織の人材が育成 <p>(3) インプット (投入): 以下の投入による調査の実施</p> <p>(a) コンサルタント (分野/人数)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 総括/投資促進 (1名) ロ 空間設計/インフラ/ユーティリティー (1名) ハ ゾーン計画 (1名) ニ 制度設計 (1名) ホ 付加サービス (1名) ヘ 投資動向/経済財務分析 (1名) ト 環境社会配慮 (1名) <p>(b) その他 研修員受入れ</p> <p>本邦研修 2名 × 2回</p>
<p>5. 協力終了後に達成が期待される目標</p> <p>(1) 提案計画の活用目標</p> <p>SEZ 制度を振興するため提案した政策、戦略案が SEZ 国家審議会に活用される。</p> <p>(2) 活用による達成目標</p> <p>SEZ 国家審議会が、国際競争力のある SEZ の建設を推進する。</p>
<p>6. 外部要因</p> <p>特になし</p>

7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮
<p>SEZ に関する法律 2009 年 39 号により、SEZ 開発候補地選定時に法規に基づく環境分析を行うことが義務づけられている。本マスタープランでは、さらに、SEZ の類型と地域別によって異なる環境社会配慮項目を調査上で明らかにし、SEZ 整備時に起こり得る環境社会問題への対応指針を提言する。</p>
8. 過去の類似案件からの教訓の活用
<p>JICA はラオス国の工業開発計画準備調査（2009 年 2 月～2010 年 4 月）をはじめ ASEAN 地域の工業地域開発の M/P 調査、フィージビリティ調査を数多く実施しており、最近はカンボジアで円借款を活用したシハヌークビル港経済特別区（SEZ）開発を実施した。SEZ の事業化までの一貫した支援の経験を踏まえ、包括的かつ現実的な M/P を作成するとともに、事業化の際に発生する様々な課題に対して、その対処方針に資する提言を M/P に盛り込むことが求められる。</p>
9. 今後の評価計画
<p>(1) 事後評価に用いる指標</p> <p>(a) 活用の進捗度 調査団が提出した最終レポートとガイドラインに含まれる政策・戦略が、政府の規程や計画に取り込まれて公布される。</p> <p>(b) 活用による達成目標の指標 調査団が示した類型とスケジュールに沿って SEZ の整備が進み、テナントの入居が開始される。</p> <p>(2) 上記 (a) 及び (b) を評価する方法及び時期</p> <p>(a) 活用の進捗度 2015 年末までに公布された政府の公式な規程、ガイドラインの内容で確認</p> <p>(b) 活用による達成目標の指標 2019 年末までに開設された SEZ の開発規模及び投資規模、並びに、入居企業数と総従業員数で確認</p>
<p>※SEZ 国家審議会は、11 省の大臣がメンバーとなる国家審議会（ステアリングチーム）、11 省の次官クラスがメンバーとなる国家審議会（インプリメンテーションチーム）、及び国家審議会事務局から形成される予定。なお、BKPM 投資促進を担当する政府機関として、この国家審議会を側面支援する。</p>
<p>※ 経済統合開発地域（KAPET）は開発が進んでいない 13 州の特定地域を指定。優遇措置（資本輸入税免税、所得控除、加速度原価償却、欠損補填等）有。2000 年 10 月 19 日付け経済統合開発地域に関するインドネシア共和国大統領令 No. 150/2000。</p> <p>※ 先進経済区域（KA）は空間計画、都市圏開発のツール。政令 1997 年第 47 号によりジャカルタ首都圏（JABODETABEK）には KA の位置づけが付与される。優遇措置の有無等に関する情報不明。</p> <p>※ 自由貿易地域（FTZ）は現在の指定地域。バタム、ビンタン、カリムン 3 島とアチェ・サバン島のみ。開発モデルケース。今後 SEZ に一本化される見込み。</p>

6. 参考資料リスト

参考資料リスト

インドネシア国工業省(2010)*Pedoman Teknis Kawasan Industri*(「工業団地技術ガイドライン」)

ジャカルタ・ジャパン・クラブ (2010) 「黄金の5年間にに向けてービジネス環境の改善に向けた日本企業の提言ー」

Abdullah リアウ諸島州知事 (2008) *Investment Opportunities in Batam-Bintan and Karimun (BBK) Free Trade Zone (FTZ)*, 2008年6月「インドネシアシンガポール合同投資セミナー」プレゼンテーション資料

FIAS (2008) *Special Economic Zones: Performance, Lessons Learned, and Implications for Zone Development*, The World Bank Group

IFC Indonesia (2007) *Special Economic Zones in Indonesia*, Presentation Materials on Legal, Regulatory, and Institutional Framework and Guidelines

IFC Indonesia, *Special Economic Zones in Indonesia: Attracting Investment to Create Welfare for the Indonesian People*

JETRO ジャカルタセンター(2010) 「インドネシア経済・投資・貿易の動向」

MU Research and Consulting Indonesia (2010) *Survey Study on KAPET (IEDZ) and Related Investment Promotion System in Indonesia*, JICA Report

Nishimura (2010) *The Progress Report*, ERIA

SEZ 開発実施チーム *Laporan Pelaksan Tugas Timnas kawasan Ekonomi Khusus* プリゼンテーション資料

データベース

Doing Business Database (世銀グループデータベース)

<<http://www.doingbusiness.org/>>

UNCTAD FDI Database

<<http://www.unctad.org/Templates/Page.asp?intItemID=1923&lang=1>>

World Development Indicators (世界銀行データベース)

<<http://data.worldbank.org/indicator>>

SCOPE OF WORK

FOR

SEZ DEVELOPMENT MASTER PLAN SURVEY

IN

THE REPUBLIC OF INDONESIA

AGREED UPON BETWEEN

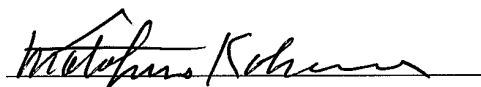
INVESTMENT COORDINATING BOARD (BKPM)

AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY (JICA)

JAKARTA, INDONESIA

Jakarta, 1 October, 2010



Mr. Motofumi KOHARA
Chief Representative,
JICA Indonesia Office
Japan International
Cooperation Agency
Japan



Mr. Himawan Hariyoga
Deputy Chairman for
Investment Planning
Investment Coordinating Board
(BKPM)
Republic of Indonesia

1. Introduction

In response to the request of the Government of Republic of Indonesia (hereinafter referred to as "the Government of Indonesia"), the Government of Japan decided to conduct "SEZ Development Master Plan Survey" (hereinafter referred to as "the Survey"), in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Accordingly, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programs of the Government of Japan, will dispatch a team (hereinafter referred to as "Team") which undertakes the Survey in close cooperation with Investment Coordinating Board (hereinafter referred to as "BKPM") and other authorities concerned of the Government of Indonesia.

The present document sets forth the scope of work with regard to the Survey.

2. Object of the Survey

The Survey aims at providing recommendations on policies and strategies for promoting Special Economic Zone (SEZ) in Indonesia to be utilized by the SEZ National Council.

3. Study Area

The Survey shall cover the entire Indonesia with focus on Jakarta and local cities approved or proposed to be SEZ in Indonesia.

4. Scope of the Survey

In order to achieve the above-mentioned objectives, the Survey will cover the following items:



- 1) Assessment of Indonesian competitiveness and potentials as an investment destination considering the following topics
 - Collection of data and information and overall analysis on investment promotion measures including KA, KAPET, EPZ, KTI and FTZ in Indonesia
 - Analysis on investment related regulations including Law for SEZ, KA, KAPET, EPZ, KTI and FTZ in Indonesia
 - Identify the role of each member ministry/agency in the SEZ National Council and the SEZ Local Council
 - Analysis on investment trends by the foreign companies, especially by the Japanese investors, operating in ASEAN countries
 - Collection and analysis on global best practices of SEZ
- 2) Formulating a report as inputs to the SEZ Development Master Plan, which includes following topics
 - Competitiveness analysis as undertaken in item 4 1)
 - Reviewing the screening criteria drafted by the SEZ National Council
 - Spatial planning
 - Institutional settings
 - Regulatory framework
 - Promotion of Public Private Partnership
 - Environmental and social consideration based on Strategic Environment Assessment (SEA)
 - Economic and financial modeling
 - Vision and roadmap up to Year 2019
 - Recommendations
- 3) Compiling SEZ Development Guideline utilizing existing regulations and results of analysis from item 4 2) on the following topics
 - Screening criteria for SEZ applications
 - Infrastructural availability



- Site assessment and development
 - Zoning plan
 - Utility provision
 - Commercial services
 - Institutional settings
 - Regulatory settings
 - Residential area
 - Welfare facilities
 - Environmental and social consideration including SEA
- 4) Development of human resources and capacity of SEZ Management unit of BKPM and other related organizations
- Counterpart training in Japan and/or third country
 - Workshops
- 5) Consultation and dissemination seminars

5. Schedule of the Survey

The Survey will be carried out in accordance with Tentative Schedule attached as APPENDIX. Duration of the Survey will be approximately 19 months.

6. Reports

JICA will prepare and submit the following reports in English to the Government of Indonesia.

- (1) Inception Report (IC/R)
Twenty (20) copies
- (2) Progress Report (P/R)
Twenty (20) copies
- (3) Interim Report (IT/R)
Twenty (20) copies
- (4) Draft Final Report (DF/R)
Twenty (20) copies

The Government of Indonesia shall present its comments to JICA within one month of receipt of the Draft Final Report.



- (5) Final Report and Summary (F/R)
Forty (40) copies

7. Undertakings of the Government of Indonesia

- (1) In order to facilitate the smooth conduct of the Survey, the Government of Indonesia shall take necessary measures in accordance with laws and regulations of the Government of Indonesia:
- a) to secure the safety of the Team;
 - b) to permit the members of the Team to enter, leave and sojourn in the Republic of Indonesia for the duration of their assignments therein and exempt them from foreign registration requirements and consular fees;
 - c) to exempt the members of the Team from taxes, duties, fees and any charges on equipment, vehicles and other materials brought into the Republic of Indonesia for the conduct of the Study;
 - d) to exempt the members of the Team from income tax and charges of any kind of imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to the members of the Team for their services in connection with the implementation of the Study;
 - e) to secure permission for the Team to enter into private properties or restricted areas for the implementation of the Study
 - f) to secure permission for the Team to take all data and documents including photographs and maps related to the Study out of the Republic of Indonesia to Japan.
- (2) The Government of Indonesia shall bear claims, if any arises, against the members of the Team resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their duties, except when such claims



arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the member of the Team.

- (3) BKPM shall be the responsible agency for the Survey, and also be the coordination body in dealings with the other governmental and non-governmental organizations concerned for the smooth implementation of the Survey.
- (4) At the expense of the Government of Indonesia, BKPM in cooperation with other concerned organizations shall provide the Team with the following.
 - a) security-related information on as well as measure to ensure the safety of the Japanese survey team,
 - b) information on as well as support in obtaining medical services,
 - c) available data and information related to the survey,
 - d) counterpart personnel,
 - e) suitable office space with necessary equipment and facilities in Jakarta,
 - f) credentials or identification cards, and
 - g) Communication facilities such as telephone, facsimile, e-Mail etc, if necessary.

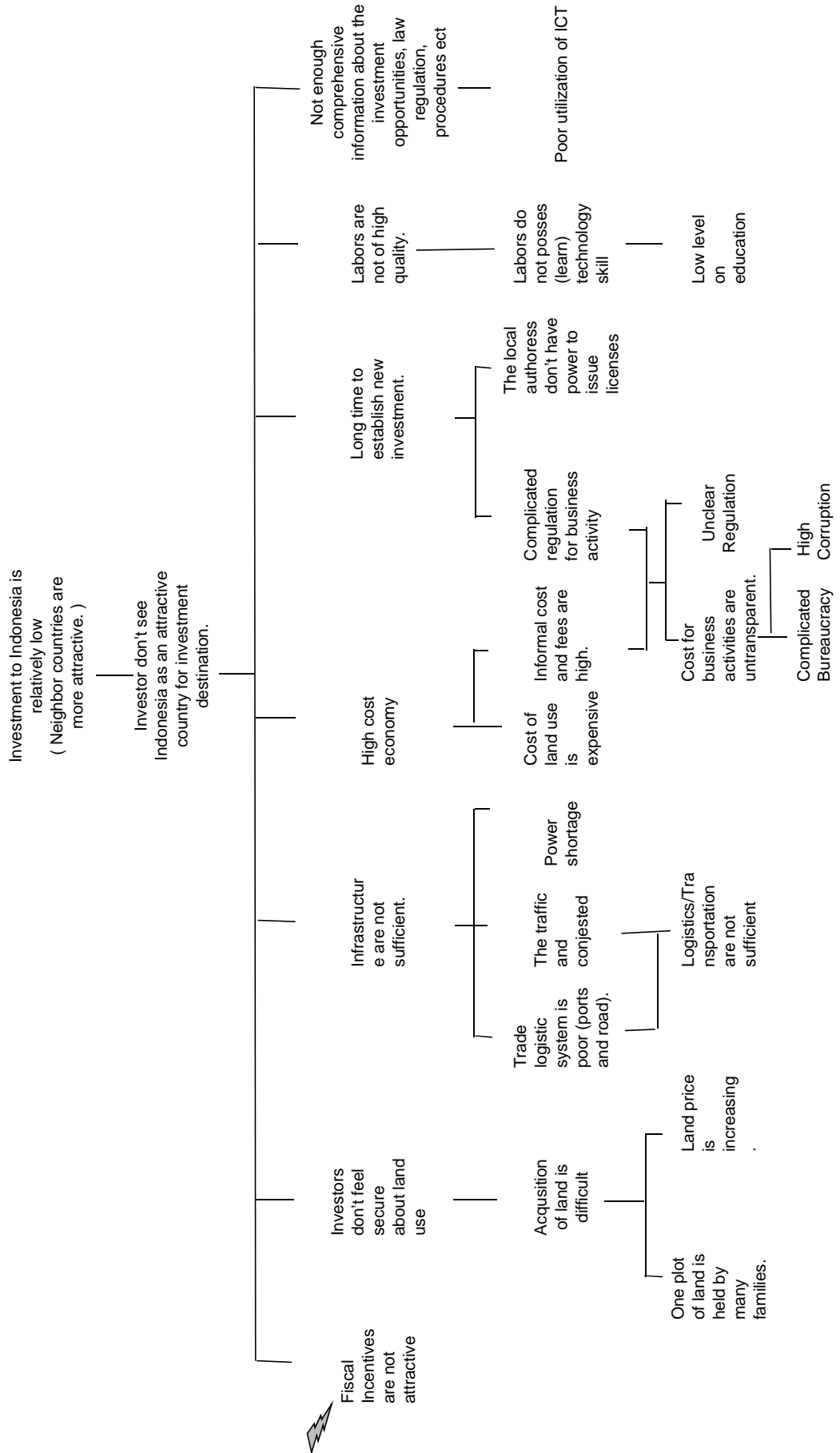
8. Consultation

JICA and BKPM will consult with each other in respect of any matter that may arise from or in connection with the Survey.

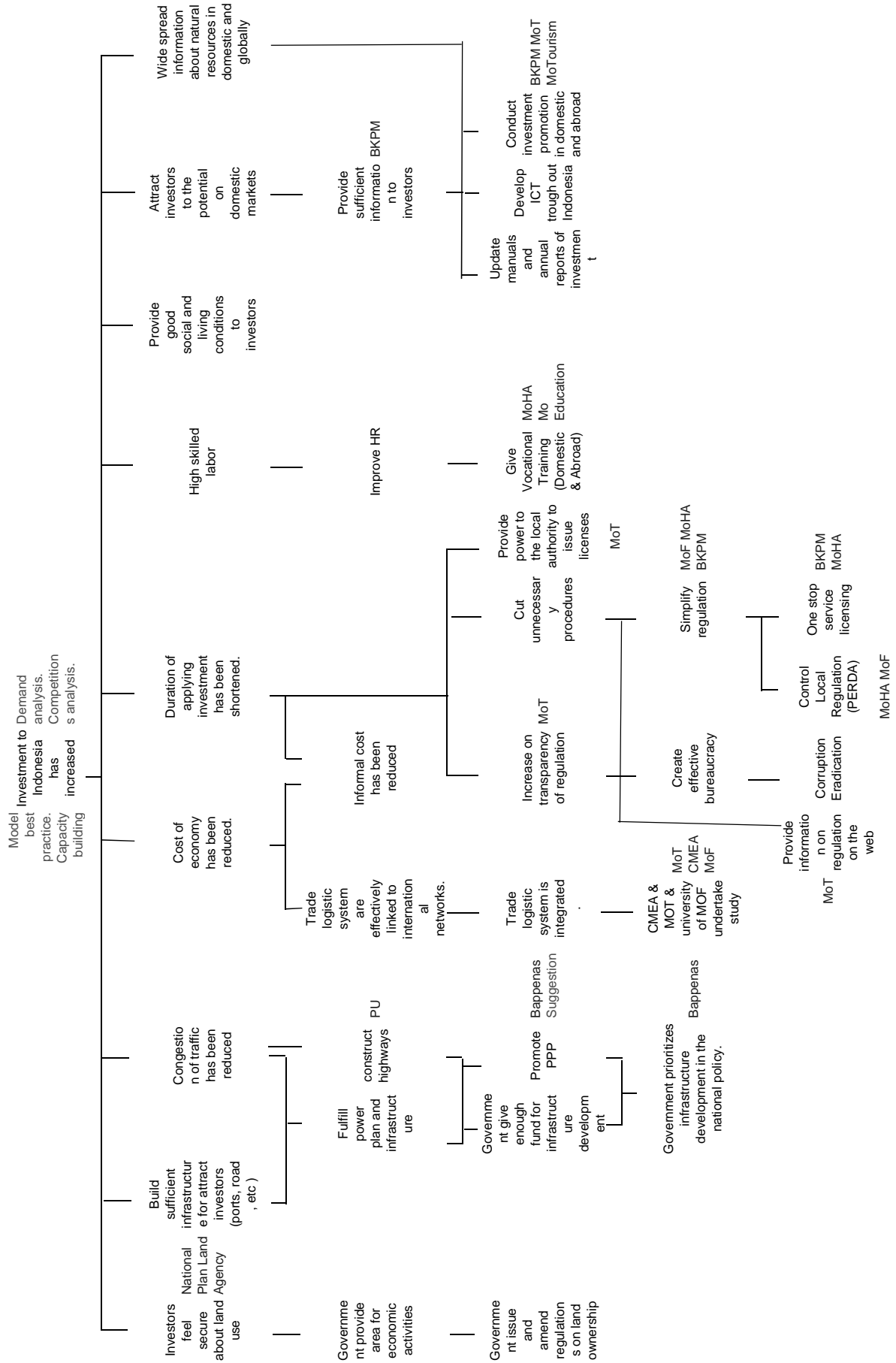


8. PCM 問題系図・目的系図

PCM問題系図



PCM目的系図



* Red letters indicate requested areas of JICA's cooperation during the Workshop.